



綾町公共施設等総合管理計画 計画書

【改訂版】

令和4年3月

綾 町

目次

第1章	背景	1
1.	計画の位置づけ	2
2.	計画期間	2
第2章	綾町の現況	3
1.	綾町の概要	3
2.	綾町の人口	6
3.	綾町の財政	14
第3章	公共施設の現況	23
1.	公共施設（建築物）の配置状況等	23
2.	類型別公共施設の課題	31
3.	公共施設の将来更新費用の推計	60
4.	土木インフラの現状と将来更新費用の推計	62
5.	公共施設（建築物）及びインフラ資産の将来更新費用の推計	65
第4章	計画における基本方針	66
1.	公共施設マネジメントのあり方	66
2.	綾町公共施設等総合管理計画の基本方針	69
3.	公共施設縮減目標の設定	72
4.	公共施設等の維持管理方針	72
5.	インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針	86
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	83
第6章	計画の推進	89
1.	推進体制	89
2.	計画の進め方	90

第1章 背景

現在、日本全国において急速に社会経済情勢の変化が進行している。

総人口の減少、少子化・超高齢化の進展、行政においては財政状況の困窮、公共施設の老朽化、また、大規模自然災害の発生など地球規模での環境の変化、ICT等情報通信技術の発展、住民ニーズの多様化、さらには防災意識の高揚などである。

これらを踏まえ、地方自治体には行政サービスの在り方に対する認識と仕組みの変化が、これまで以上に求められている。

我が国の公共施設の多くは、旧耐震基準であった高度経済成長期に整備された。このため、耐震化が必要なものや更新時期を既に越えたもの、老朽化対策が早急に必要なものがあり、今後、このような施設は更に増加することが想定される。

一方、道路・橋梁等インフラ系の公共施設においても、経年変化等による損傷・劣化が進んでおり、将来的な修繕予測を想定した維持管理計画や予防保全型の維持管理による長寿命化対策が求められている。

また、少子高齢化、核家族化などの社会情勢の大きな変化に伴って、公共施設に対するニーズの変化への対応も重要な課題となっている。

国はこのような喫緊の課題に対し、長期に渡り持続可能な施設管理に本腰を入れて取り組むために、国土交通省から「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日付インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を提示し、また総務省から「公共施設等総合管理計画の策定要請」（平成26年4月22日付）を各都道府県知事と各市町村長に通達している。

綾町（以下「本町」という。）においても全国と同様に、人口の変化や高齢化社会の進行に伴う公共施設の在り方や、ニーズの変化が予測され、現在の公共施設に関する問題や課題を明確にし、今後の施策の方向性を明確に打ち出すことが求められている。

本町が保有する公共施設等においても、営々と築かれた町民の財産を効率的に活用するとともに、本町の行政サービスの拠点として、今後の社会経済情勢の変化を踏まえた再構築が早急に必要となる。

本町では、次世代にとっても安全で安心な公共施設等の整備を目指し、社会経済情勢の背景や課題を整理した上で、必要となる各施設の維持管理や再整備に関する方針を検討していくため、公共施設等の効率的な施設管理を計画する必要があると考え、平成29年3月に「綾町公共施設等総合管理計画」を策定した。

令和3年度で計画期間の第1期の中間年を迎えることと、施設類型ごとに個別施設計画を策定したことに加え、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」（平成30年2月、総務省通知）による国の要請により、計画の継続的な見直し・充実等が求められていることから、本計画の見直しを行うこととした。

1. 計画の位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「第八次綾町総合長期計画」を下支えする計画であり、本町の財政政策と連動して、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示するものである。また、個別の施設を対象として策定されている「綾町橋梁長寿命化修繕計画」等の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとする。

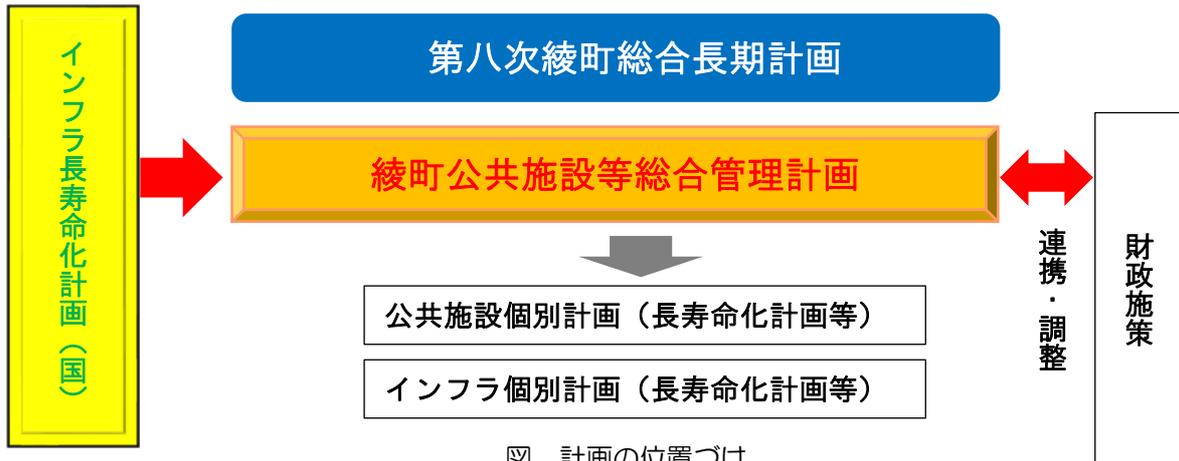


図 計画の位置づけ

2. 計画期間

本計画の期間は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成29年度を初年度とし、令和38年度までの40年間の将来推計に基づき策定する。当初の平成29年度から令和8年度までの10年を第1期として、以後10年間ごとに第2期～第4期に分け、綾町の公共施設についての計画について検討するものとする。

なお、計画のローリングについては、期(10年)ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、上位関連計画や社会情勢の大きな変化、また歳入歳出の状況や制度の変更等、試算の前提条件における変更が生じた場合においても適宜見直しを行うものとする。令和3年度は、個別施設計画策定に伴い、本計画の中間見直しを実施する。



図 計画期間設定のイメージ

第2章 綾町の現況

1. 綾町の概要

(1) 位置と地勢

本町は、宮崎県のほぼ中央に位置し、宮崎市から西方約20km、大淀川の支流・本庄川を遡ったところにある中山間地域で、東は国富町、南東は宮崎市高岡町、南西は小林市野尻町、西は小林市須木村、北は西米良村に接している。

地勢は、西部・北部・南西部ともに険しい九州中央山地に連なり、東部が開けて宮崎平野に続いている。九州中央山地に連なる綾北川・綾南川に囲まれた地域は、わが国有数の照葉樹林帯が広がる地域であり、昭和57年5月に九州中央山地国定公園に指定され、鳥獣や魚類の棲息・植物の生育地となっている。



(2) 沿革

本町の起源は古く、中央台地の尾立地区に縄文遺跡があることから、この時代に人が住んでいたと思われる。延喜式（西暦967年律令）に日向16駅の1つ亜柳（綾）駅があり、その跡があるので奈良時代には集落が形成されていた。鎌倉時代には伊東氏が支配し、綾城は伊東家48城の1つで薩摩の島津氏と戦う拠点であった。天正5年伊東氏は豊後に落ち、島津氏が明治維新まで支配した。明治22年に綾村になり、昭和7年に町制を施行して今日に至っている。

(3) 土地利用現況

本町の土地利用は、行政区域面積 9,519ha のうち、約8割にあたる 7,523ha が森林に覆われ、耕地が 692ha (7.3%)、その他が 1,304ha (13.7%) となっている。

また、町内には都市計画区域が 842ha 指定されており、そのうち 131ha が用途地域に指定されている。

◆都市計画区域の指定状況



出典：綾町景観計画【改訂計画】

(4) 道路・交通状況

道路は町の中心部から放射状に伸びており、主要地方道の宮崎須木線、都農綾線、一般県道の田代八重綾線、田の平綾線、高岡綾線等が主要な幹線道路として、近隣市町村と連絡する重要な役割を担っている。

主要地方道宮崎須木線は、本町と県都宮崎市を結ぶ重要な幹線道路となっており、産業観光ルートとして広域の観光振興を図る上でも重要な役割を担っている。

また、綾北川沿いに走る県道田代八重綾線は、「綾町自然休養村公園」や「綾てるはの森の宿」等の施設へのアクセス道路となっている。

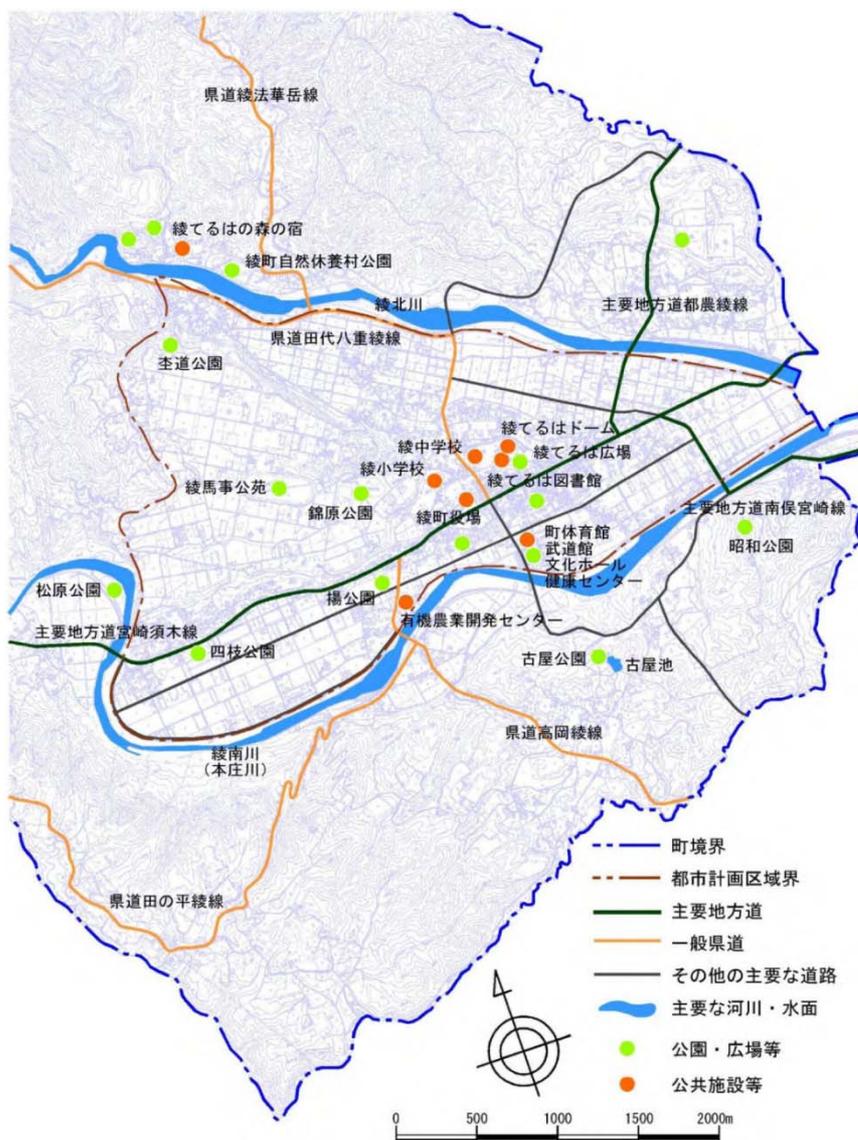


図 道路・公園・公共施設の状況

出典：綾町景観計画【改訂計画】

2. 綾町の人口

(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は増減しており、令和2年国勢調査における人口は6,934人となっている。平成12年までは増加傾向だったが、その後減少に転じ、再び平成27年には増加していたが、再度減少に転じた。

世帯数は減少傾向にあり、令和2年国勢調査では2,857世帯となっている。

世帯当たり人員は、昭和55年では3.36人/世帯だったが、その後、漸次減少し、令和2年国勢調査では2.43人/世帯となっている。

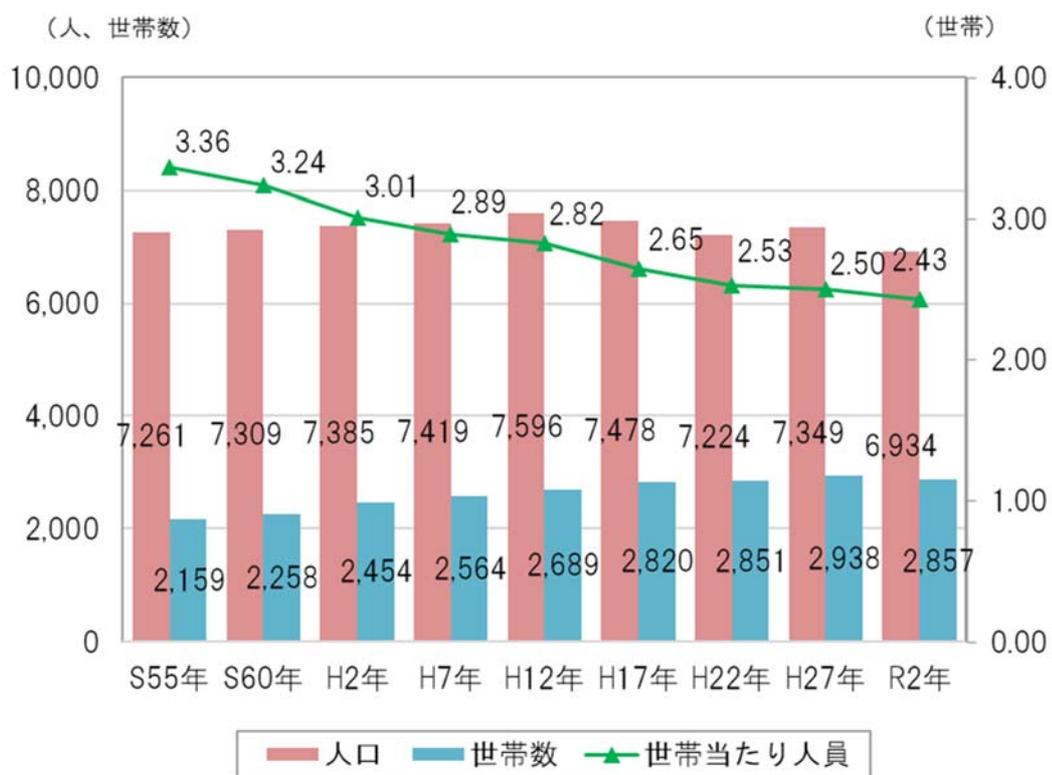


図 人口・世帯数の推移

出典：各年国勢調査

(2) 地区別の人口

国勢調査の小地域における平成27年の人口をみると、人口が最も多い地域は神下地区、人口が最も少ない地域は竹野地区である。

平成22年と比べると、人口が最も増加した地域は神下地区、人口が最も減少した地域は杣道地区となっている。

表 地区別人口

		単位：人		
	地区	H27	H22	H27-H22
1	上畑	194	215	▲21
2	四枝	279	276	▲3
3	中堂	282	292	▲10
4	揚町	420	403	▲17
5	立町	315	287	▲28
6	宮谷	182	190	▲8
7	古屋	283	299	▲16
8	昭和	535	497	▲38
9	宮原	781	755	▲26
10	神下	941	855	▲86
11	東中坪	330	330	0
12	西中坪	467	487	▲20
13	南麓	553	548	▲5
14	麓	818	761	▲57
15	北麓	412	433	▲21
16	杣道	198	226	▲28
17	割付	89	101	▲12
18	倉輪	47	55	▲8
19	二反野	78	65	▲13
20	久木野々	21	26	▲5
21	竹野	15	21	▲6
22	尾立	105	102	▲3
	地区計	7,345	7,224	121

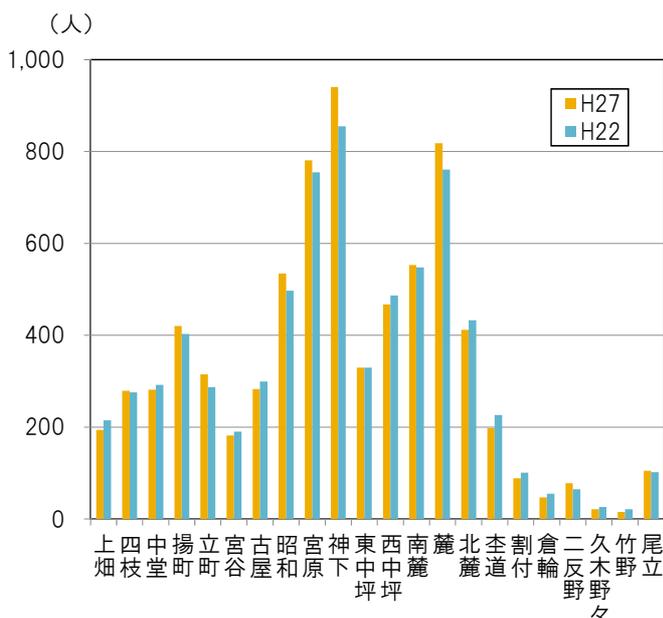


図 地区別人口の推移



出典：各年国勢調査

地域図出典：洪水ハザードマップ

(3) 年齢別人口の推移

令和2年における本町の年齢区分別人口は、15歳未満が974人（14%）、15～64歳が3,406人（49.1%）、65歳以上が2,554人（36.8%）である。

年齢区分別の割合で見ると、65歳以上人口の割合が年々増加し、平成7年には15歳未満人口比を上回り、少子高齢社会に突入し、平成22年以降では3人に1人が高齢者となった。

また、宮崎県全体と比較すると65歳以上人口の割合が4.6%高く、15歳未満の割合も0.9%高くなっている。

表 年齢区分別人口の推移

	人口	年齢区分別			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳
昭和55年	7,261	1,582	4,760	919	0
昭和60年	7,309	1,533	4,741	1,035	0
平成2年	7,385	1,423	4,764	1,198	0
平成7年	7,419	1,242	4,675	1,502	0
平成12年	7,596	1,152	4,624	1,820	0
平成17年	7,478	994	4,412	2,072	0
平成22年	7,224	970	4,162	2,092	0
平成27年	7,345	1,090	3,883	2,372	0
令和2年	6,934	974	3,406	2,554	0
宮崎県令和2年	1,069,576	139,773	568,255	344,543	17,005

※年齢不詳は除く

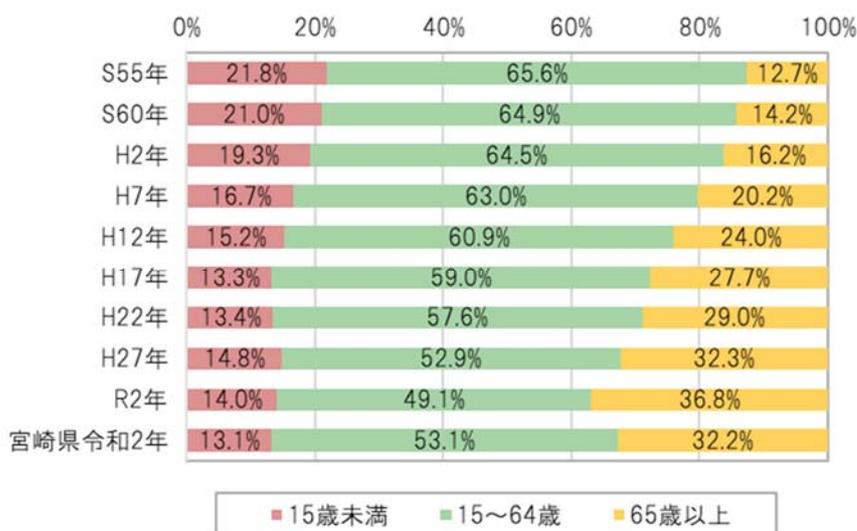


図 年齢区分別人口割合の推移

出典：各年国勢調査

(4) 地区別の年齢別人口の推移

国勢調査の小地域における平成27年の年齢別人口の割合をみると、最も高齢化率が高いのは久木野々地区で7割弱、最も高齢化率が低いのは神下地区で2割強となっている。

全22地区のうち17地区が3割以上を占めており、町全体で高齢化が進行している。

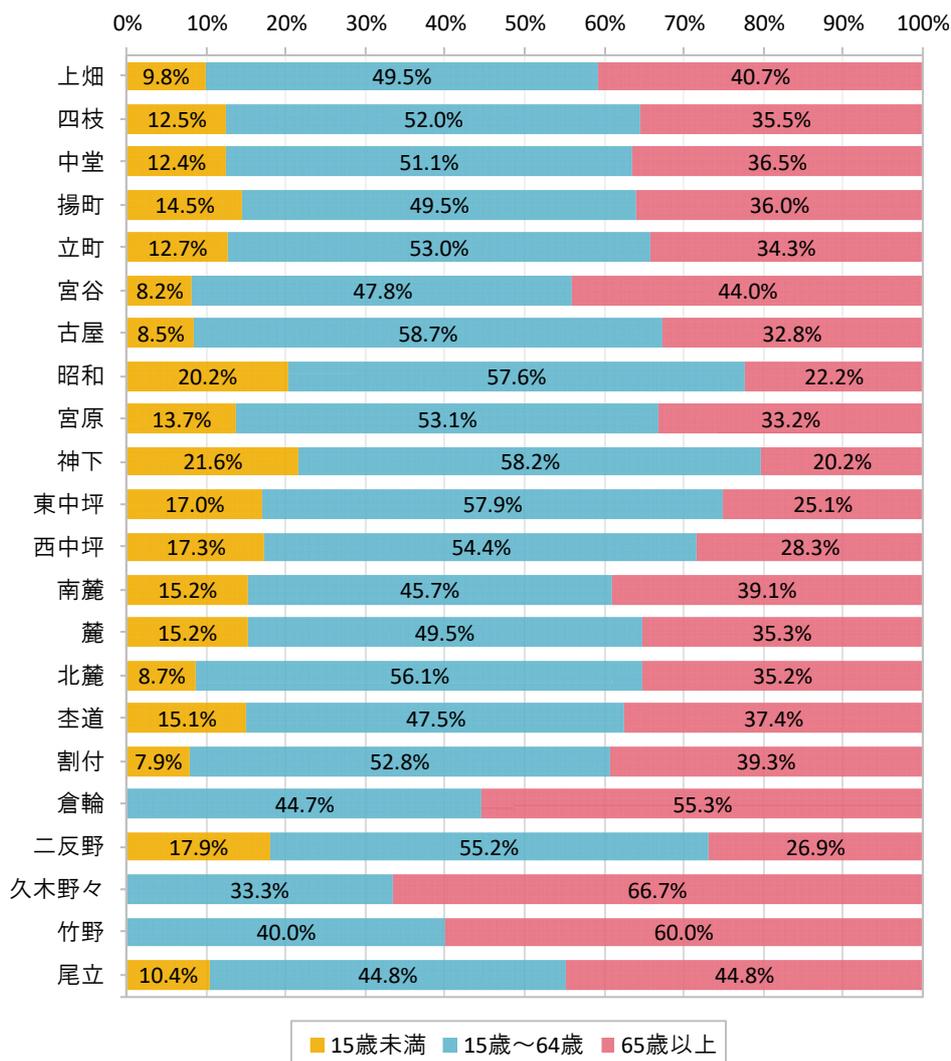


図 地区別の年齢区分別人口割合 (H27)

出典：H27 国勢調査

一方で、国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口の予測では、今後も減少が続き、令和22年には5,268人と予測されている。

また、年齢区分別の割合をみると、65歳以上の割合の増加が続き、令和22年における65歳以上の人口の割合は、令和2年の約1.3倍に増え、その時点の15歳未満人口の割合の約4倍になると予測されている。

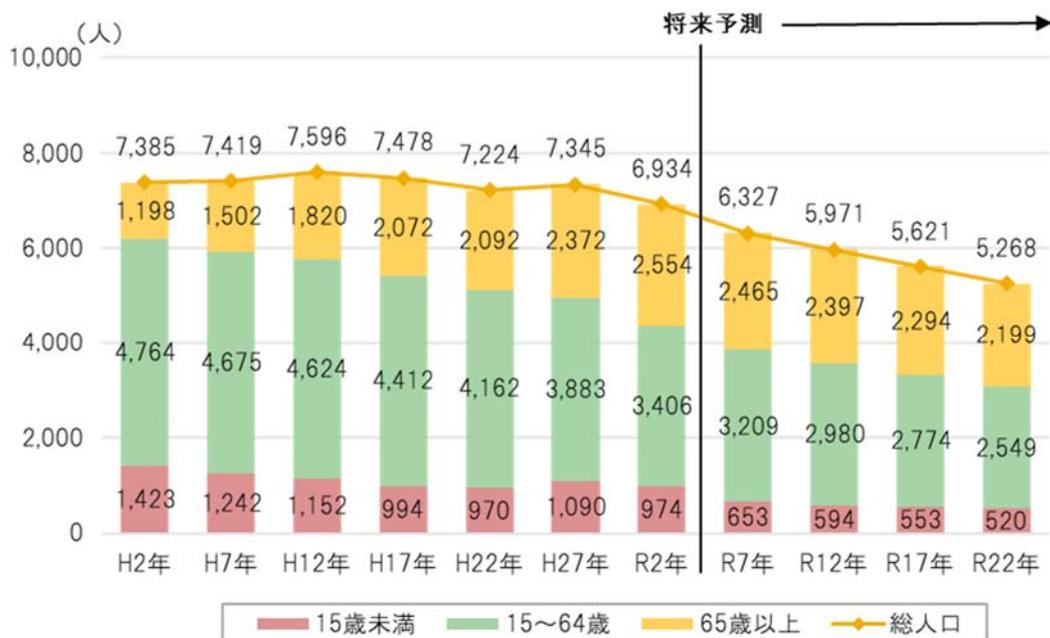


図 将来人口の推移

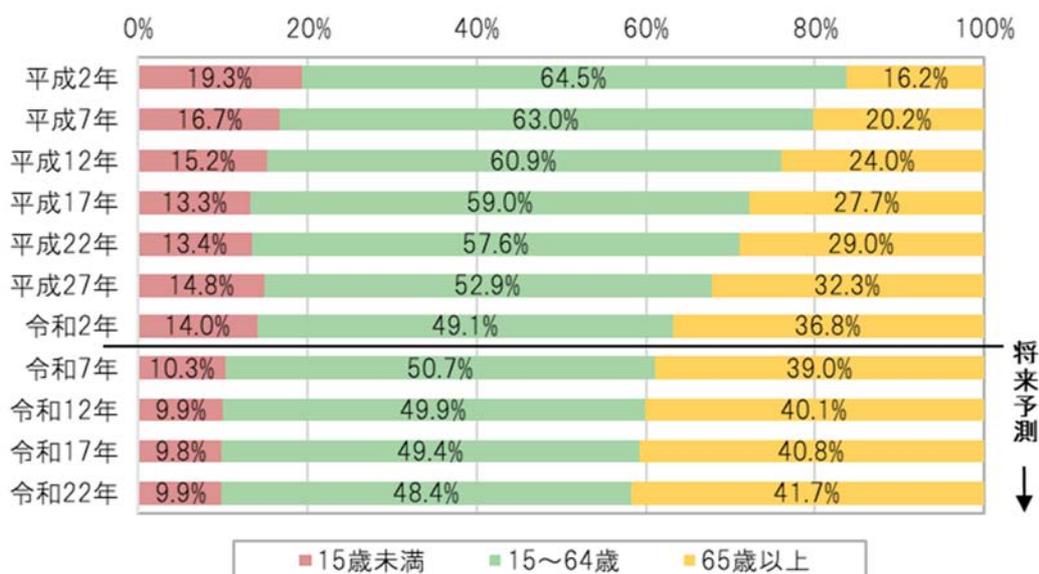


図 年齢区分別将来人口の割合

出典：令和2年以前データ国勢調査
令和7年以降データは国立社会保障・人口問題研究所

(6) 流出人口

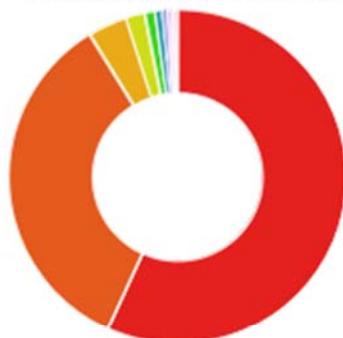
本町の流出人口は増加傾向、流入人口は平成17年まで増加傾向だったが、平成22年で減少し、平成27年では流出人口が1,659人、流入人口が933人となっている。

平成27年の流出人口において、宮崎市への流出数が1,138人と最も多く、次いで国富町の374人となっている。一方流入数も宮崎市が530人と最も多く、次いで国富町の321人となっている。

表 流出人口の推移

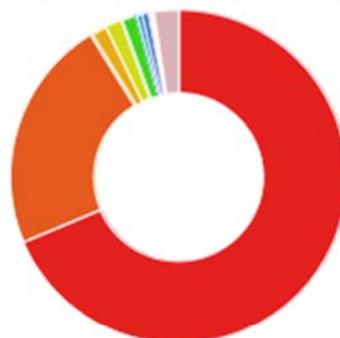
	流出人口（県内外）	
	流出数	流入数
平成2年	1,357	653
平成7年	1,479	828
平成12年	1,577	917
平成17年	1,638	985
平成22年	1,641	906
平成27年	1,659	933

流入者数内訳（2015年）



- 1位 宮崎県宮崎市 (530人)
- 2位 宮崎県国富町 (321人)
- 3位 宮崎県西都市 (36人)
- 4位 宮崎県小林市 (17人)
- 5位 宮崎県都城市 (9人)
- 6位 宮崎県高鍋町 (6人)
- 7位 宮崎県川南町 (3人)
- 8位 宮崎県三股町 (3人)
- 9位 宮崎県高原町 (3人)
- 10位 福岡県福岡市 (2人)
- その他(3人)

流出者数内訳（2015年）



- 1位 宮崎県宮崎市 (1,138人)
- 2位 宮崎県国富町 (374人)
- 3位 宮崎県都城市 (27人)
- 4位 宮崎県西都市 (26人)
- 5位 宮崎県小林市 (22人)
- 6位 宮崎県新富町 (11人)
- 7位 宮崎県高鍋町 (9人)
- 8位 宮崎県えびの市 (4人)
- 9位 宮崎県延岡市 (4人)
- 10位 宮崎県日南市 (3人)
- その他(40人)

出典：各年国勢調査

(7) 産業別就業者数

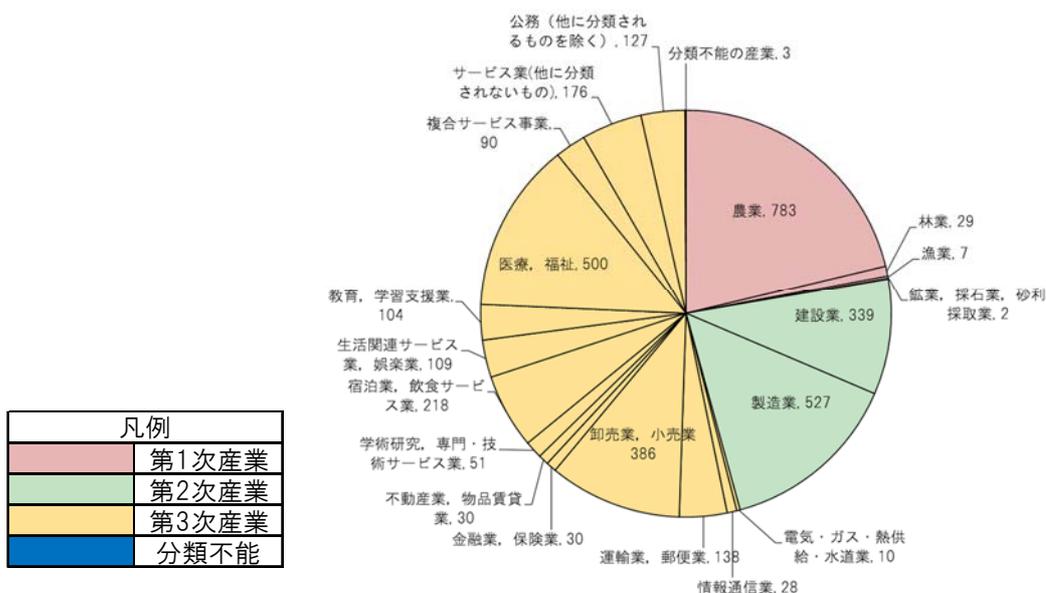
本町の産業別就業者数は、平成7年以降増減を繰り返していたが、平成27年では3,687人と平成22年より増加している。

内訳は、第3次産業が最も多く5割強を占め、次いで第1次産業が2割半ばとなっている。

平成27年の産業大分類別就業者数では、第1次産業の「農業」が最も高い割合を占め、次いで第2次産業の「製造業」、第3次産業の「卸売業、小売業」となっている。



図 産業別就業者数の推移



凡例	
第1次産業	(赤)
第2次産業	(緑)
第3次産業	(黄)
分類不能	(青)

図 産業別就業者数の割合 (H27)

出典：各年国勢調査

3. 綾町の財政

(1) 令和2年度決算状況

令和2年度の本町の一般会計及び特別会計、公営企業会計の決算総額は、歳入決算額 85 億 7,329 万円、歳出決算額 82 億 4,833 万円で、差引億 3 億 2,496 万円の黒字の状況となっている。

内、綾町水道事業会計については、収入 1 億 628 万円、支出 8,605 万円で、差引 2,023 万円の純益決算となっている。

表 令和2年度決算

単位：万円

会計区分	歳入	歳出	差引残額
一般会計	612,236	588,847	23,389
特別会計合計	216,306	209,783	6,523
国民健康保険	111,500	109,124	2,376
後期高齢者医療	11,371	11,334	37
介護保健	93,435	89,325	4,110
公営企業会計	28,787	26,203	2,584
農業集落排水事業	1,948	1,701	247
公共下水道事業	12,177	11,982	195
浄化槽事業	4,034	3,915	119
水道事業会計	10,628	8,605	2,023
合計	857,329	824,833	32,496

出典：広報あや 2021 年 11 月号

(2) 歳入（一般会計）の内訳

令和2年度決算の歳入額は61億2,236万円であり、前年度と比較すると13億1,313万円増加している。（前年比+59.0%）

自主財源では「その他（財産収入、寄付金、基金等の繰入金、繰越金等）」が16.6%、依存財源では「地方交付税」が30.0%と最も割合が大きい。

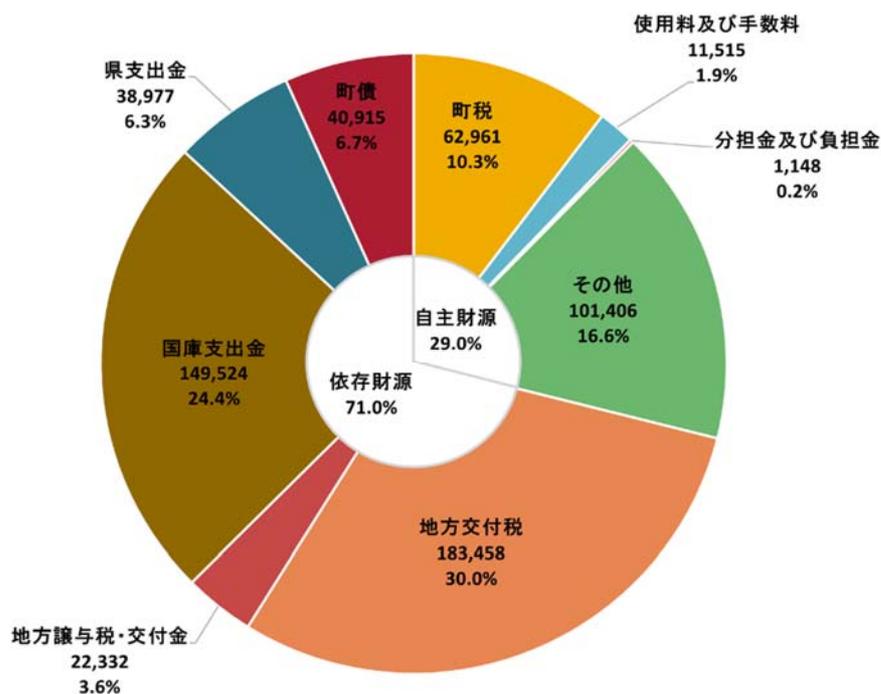


図 R2年度歳入（一般会計）の内訳

表 歳入（一般会計）の内訳

単位：万円

区分	款	R2 年度		R1 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	町税	62,961	29.0%	62,383	35.4%
	使用料及び手数料	11,515		17,430	
	分担金及び負担金	1,148		2,398	
	その他	101,406		87,969	
依存財源	地方交付税	183,458	71.0%	176,857	64.6%
	地方譲与税・交付金	22,332		18,967	
	国庫支出金	149,524		45,986	
	県支出金	38,977		31,131	
	町債	40,915		37,802	
合計		612,236	100.0%	480,923	100.0%

出典：広報あや

平成25年度以降の歳入の推移をみると、町税は平成28年度以降増加し、令和2年度には6億2,961万円となっている。しかし、将来的に人口が減少していくと推計されているため、生産年齢人口の割合も同時に減少すると見込まれ、町税が減少していくことは避けられないと考えられる。

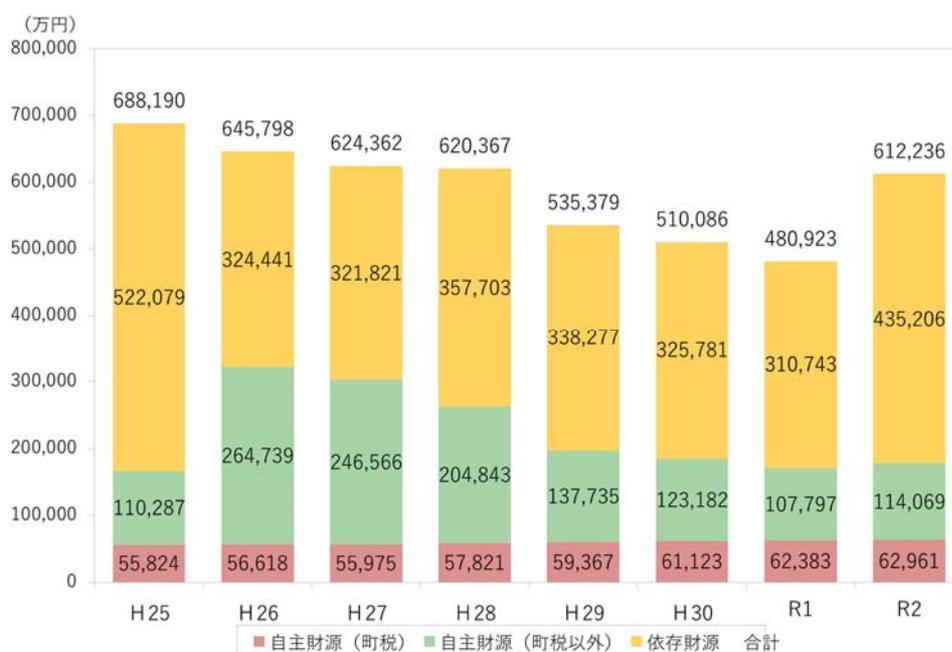


図 歳入（一般会計）の推移

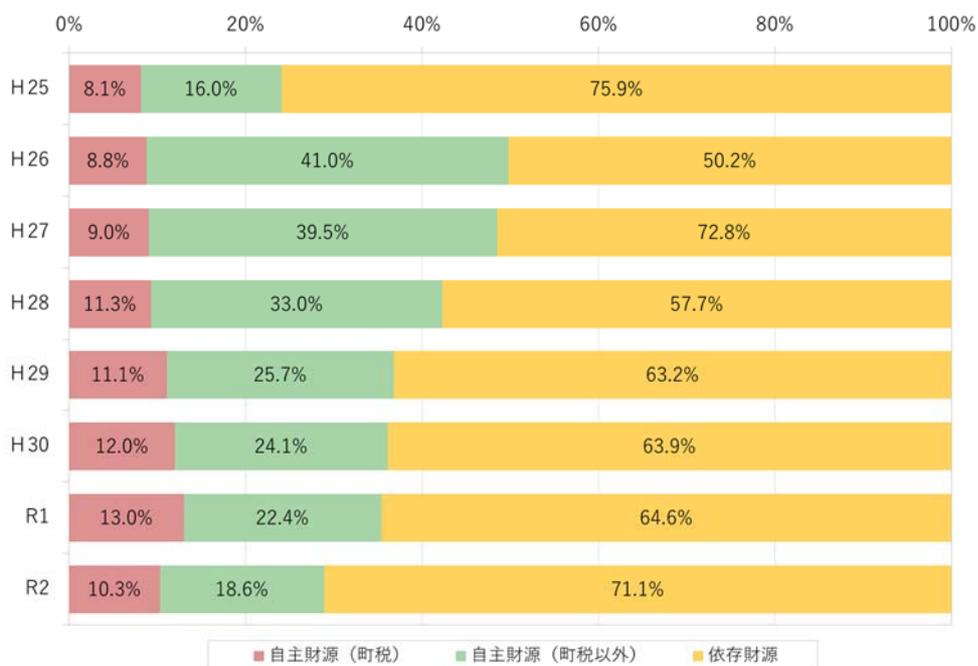


図 歳入（一般会計）の割合

出典：広報あや

(3) 歳出（一般会計）の内訳

令和2年度決算の歳出額は、58億8,847万円で、前年度と比較すると12億2,639万円増加している（前年比+26.3%）。扶助費、公債費、災害復旧事業費、投資・出資・貸付金は減少している。

義務的経費では「人件費」（14.7%）、一般行政経費では補助費等（25.4%）、その他経費では繰出金（7.7%）の割合が大きい。

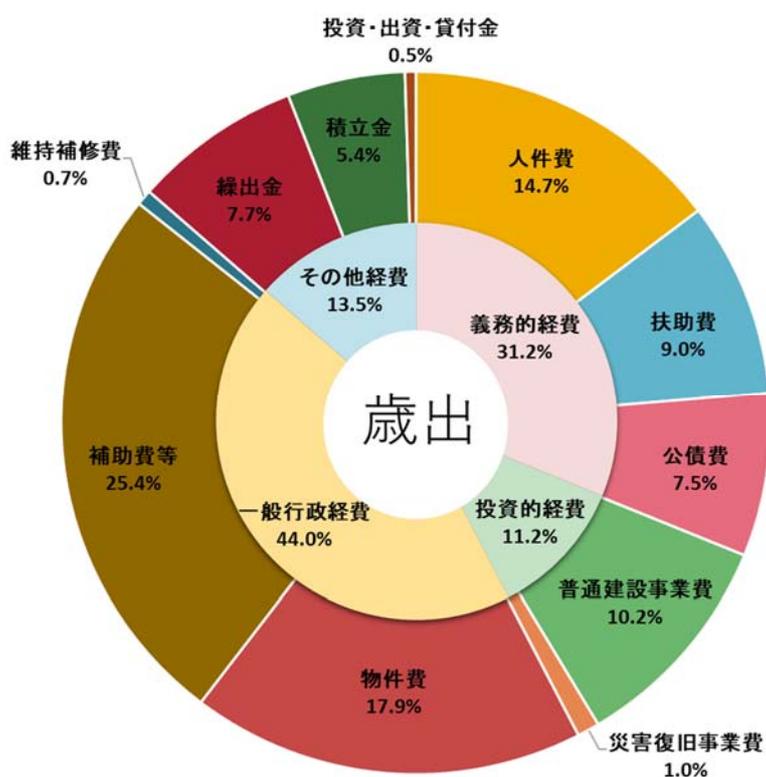


図 R2 年度歳出（一般会計）の内訳

表 歳出（一般会計）の内訳

単位：万円

区分	款	R2 年度		R1 年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的 経費	人件費	86,297	31.2%	66,819	36.1%	19,478
	扶助費	52,925		53,694		△ 769
	公債費	44,373		47,816		△ 3,443
投資的 経費	普通建設事業費	60,266	11.2%	43,613	12.6%	16,653
	災害復旧事業費	5,973		15,134		△ 9,161
一般行政 経費	物件費	105,647	44.0%	105,480	37.0%	167
	補助費等	149,393		64,146		85,247
	維持補修費	4,193		3,079		1,114
その他	繰出金	45,251	13.5%	41,619	14.2%	3,632
	積立金	31,628		21,097		10,531
	投資・出資・貸付金	2,900		3,713		△ 813
合計		588,847	100%	466,210	100%	122,637

出典：R1 財政状況資料
R2 庁内資料

平成25年度以降の歳出の推移をみると、全体では減少傾向にある。どの経費も増減を繰り返しているが、人件費は9%台から14%台へ漸次増加傾向、扶助費が約9%～12%前後とほぼ一定の割合である一方、投資的経費が9%台～37%台と年度による変動が大きい。

将来的に人口減少、高齢化の進展に伴い、扶助費等の増加に加え、後期高齢者医療費や介護保険等の負担が増大していくことが考えられる。

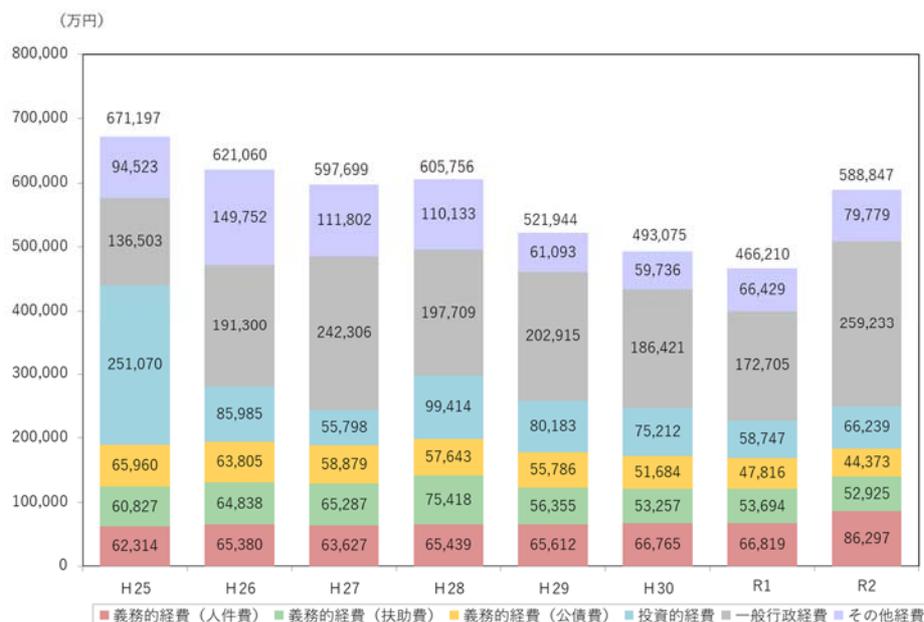


図 歳出（一般会計）の推移

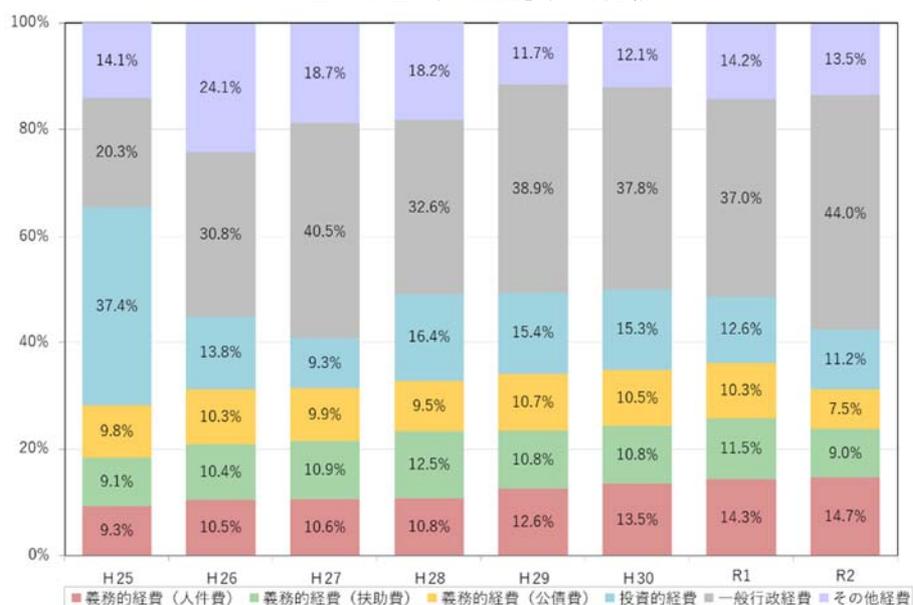


図 歳出（一般会計）の割合

出典：H25～R1 財政状況資料
R2 庁内資料

(4) 公共施設の整備や管理運営に関する経費

公共施設の整備や管理運営に関する経費として、投資的経費、維持補修費、公債費がある。

各経費の推移をみると、投資的経費は平成25年度が最も高く、災害復旧事業費を除いた普通建設事業費で比べても最も高い。主な要因は、「地域の元気臨時交付金」事業を活用し、綾中学校本校舎の建設や、南麓三本松線等の町道整備、てるはドーム駐車場や小田爪運動公園内にある人工芝サッカー場・ウォータースライダー等のスポーツ関連施設の整備等、幅広い分野でハード面の充実・強化を図った。過去8年間の普通建設事業費の平均は約9.6億円となっている。

維持管理費は平成30年度まで減少していたが、令和元年から増加傾向にあり、公債費は平成25年度から毎年減少している。

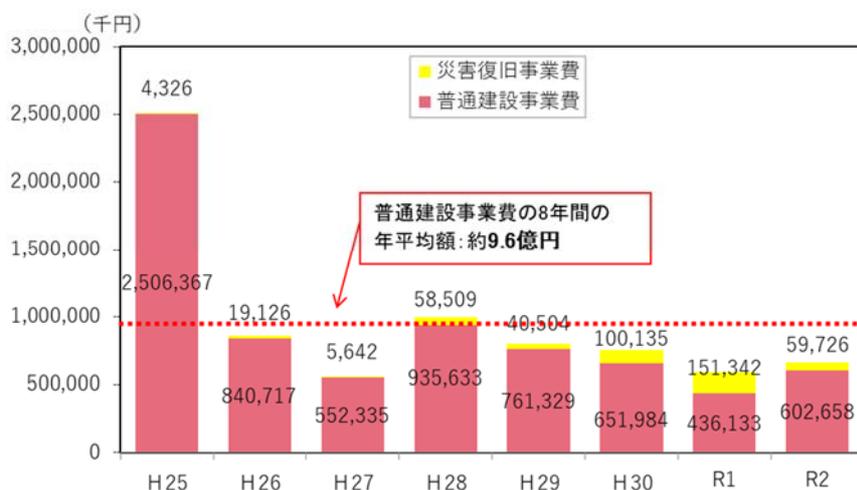


図 投資的経費の推移

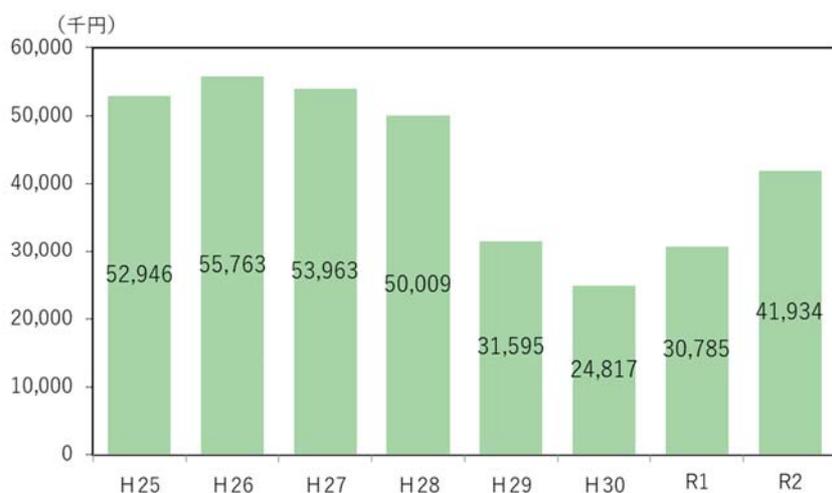


図 維持補修費の推移

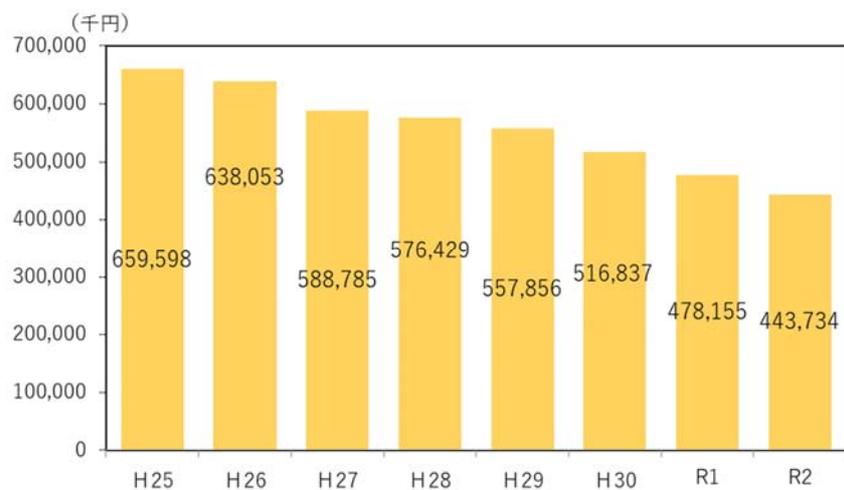


図 公債費の推移

出典：H25～R1 市町村決算状況調

R2 庁内資料

(5) 職員数

本町の職員数は増減を繰り返しており、近年では増加傾向で、平成28年では92人となっている。

そのうち、一般行政部門の「総務」の職員が23人と最も多く、全体の2割強を占めている。

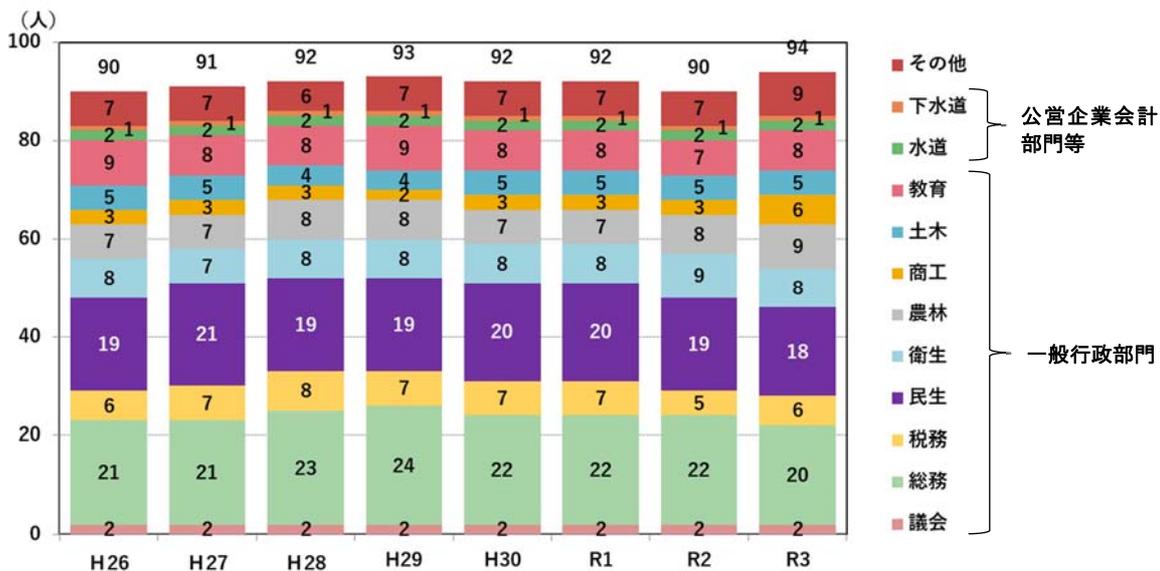


図 職員数の推移

第3章 公共施設の現況

1. 公共施設（建築物）の配置状況等

(1) 施設総量について

本町が保有する公共施設のうち、道路・橋梁や上下水道を除いた建築物を、総務省更新プログラムの定義に基づき15の大分類項目に分類した。

表 施設項目一覧表

大分類	中分類	施設名称例
町民文化系施設	集会施設	研修センター 公民館
	文化施設	町民文化センター
社会教育系施設	図書館	中央図書館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館
		町民プール
		サッカー場
		野球場
	レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場 少年自然の家 観光センター
	保養施設	保養施設
産業系施設	産業系施設	産業文化センター 産業振興センター
学校教育系施設	学校	小学校 中学校
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所 こども園
	幼児・児童施設	子育て支援センター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター デイサービスセンター 老人憩いの家
医療施設	医療施設	健康センター
行政系施設	庁舎等	庁舎
	消防施設	消防詰所
公営住宅	公営住宅	公営住宅
公園	公園	管理棟 倉庫、便所
供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター
その他	その他	駐車場、駐輪場
		公衆便所
		職員住宅、寮
		上記以外
上水道施設	上水道施設	浄水処理場、水源地 配水場
下水道施設	下水道施設	下水処理施設

※総務省更新プログラム：総務省が公共建築物総合管理計画策定のための補助プログラムとして公開しているソフトウェア

本町が保有する公共施設の総量は、全 89 施設、254 棟、総延床面積 99,231m² である。用途による分類の結果、棟数では「スポーツ・レクリエーション系施設」が最も多く、次いで「産業系施設」、「公営住宅」が多いことが分かる。延床面積でも上位3位は同じ分類項目の順であった。一方、本町では自治公民館制度が発展しているため、町が保有する「町民文化系施設」、及び「社会教育系施設」は少ない。

また、人口に対する施設総量を人口 6,934 人、一人当たりの床面積でみたところ 14.31 m²/人となり、国の平均 3.75 m²/人の約 3.8 倍となっている。

表 分類別公共施設集計表

番号	施設項目	施設数	棟数	延床面積 (m ²)	延床割合
1	市民文化系施設	1	1	4,239	4.3%
2	社会教育系施設	1	1	1,258	1.3%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	18	85	26,660	26.9%
4	産業系施設	11	33	17,212	17.3%
5	学校教育系施設	2	21	12,119	12.2%
6	子育て支援施設	6	7	1,983	2.0%
7	保健・福祉施設	3	3	3,007	3.0%
8	医療施設	1	1	697	0.7%
9	行政系施設	11	12	4,423	4.5%
10	公営住宅	11	47	19,290	19.4%
11	公園	10	10	303	0.3%
12	供給処理施設	3	9	2,407	2.4%
13	その他	9	21	4,051	4.1%
14	下水道施設	2	3	1,582	1.6%
合 計		89	254	99,231	100.0%

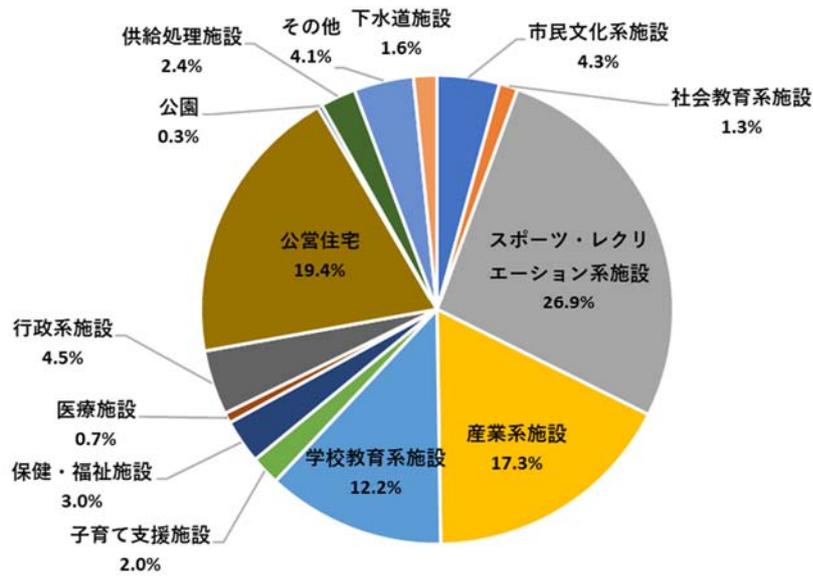


図 分類別公共施設 割合グラフ

次に、本町が保有する公共施設の延床面積を建設年別に集計した。

1960年代後半から公営住宅等の施設整備が始まり、2000年に施設整備面積のピークを迎えた。以降、施設整備のない年を挟み、ほぼ5年程度ごとに集中して施設整備が行われてきたことがわかる。

また、築30年を超過した建築物には、大規模改修等の保全工事や建替えの検討が必要となってくる。本町施設の51.4%が築30年以上であり、多くの整備費用が必要になる時期を迎えている。必要な町民サービスを維持しつつ、一人当たりの施設量を抑制してゆくためにも適切な施設マネジメントが必要な状況となっている。

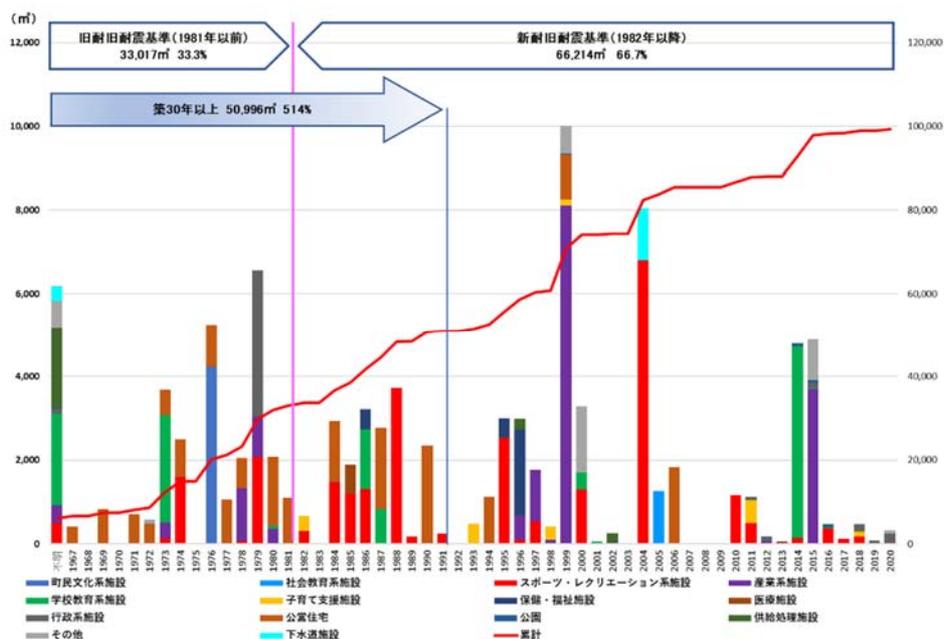


図 公共施設年度別整備延床面積推移

表 大分類別築 30 年以上未満延床面積集計表

番号	施設項目	築 30 年以上	築 30 年未満	合計
1	町民文化系施設	4,239	0	4,239
2	社会教育系施設	0	1,258	1,258
3	スポーツ・レクリエーション系施設	12,821	13,839	26,660
4	産業系施設	3,393	13,819	17,212
5	学校教育系施設	7,060	5,059	12,119
6	子育て支援施設	365	1,618	1,983
7	保健・福祉施設	477	2,530	3,007
8	医療施設	697	0	697
9	行政系施設	3,632	791	4,423
10	公営住宅	15,260	4,030	19,290
11	公園	26	277	303
12	供給処理施設	1,937	470	2,407
13	その他	745	3,306	4,051
14	下水道施設	344	1,238	1,582
合計		50,996	48,235	99,231

* 建築年度不明の建物は写真・ヒアリング等により便宜的に分類

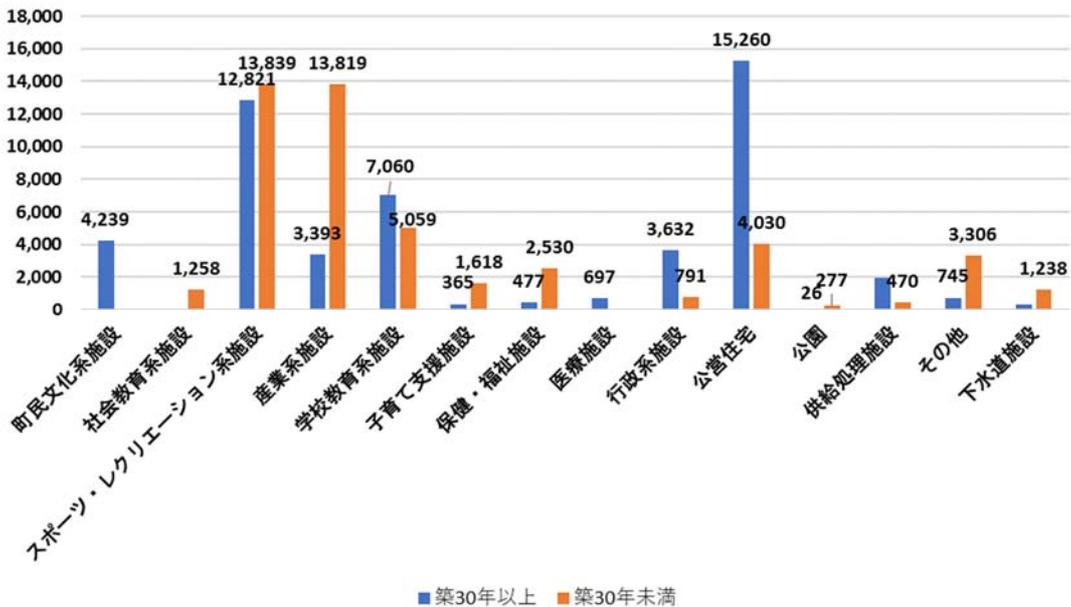


図 大分類別築 30 年以上未満延床面積割合グラフ

(2) 構造別施設状況

本町が保有する公共施設の延床面積を構造別に集計したところ、鉄筋コンクリート系（RC等）が6割強を占め最も多く、次いで木造（W）が3割強、合わせて9割強と本町施設の半分以上を占めている。

次に、築30年を基準に分けた構造別の延床面積の割合をみると、鉄筋コンクリート系（RC等）の5割弱は築30年以上経過している。また大分類別に構造を見ると、公営住宅には築30年以上となるコンクリートブロック造（CB）の全てが含まれ、木造（W）も多い。これらは鉄筋コンクリート系（RC等）系に比べ耐用年数が短いため、老朽化が進んでいることがわかる。

表 構造別延床面積

構造	延床面積（㎡）	割合
鉄筋コンクリート系（RC等）	60,013	60.5%
鉄骨造（S）	7,315	7.4%
木造（W）	31,095	31.3%
コンクリートブロック造（CB）	790	0.8%
その他	18	0.0%
合計	99,231	100.0%

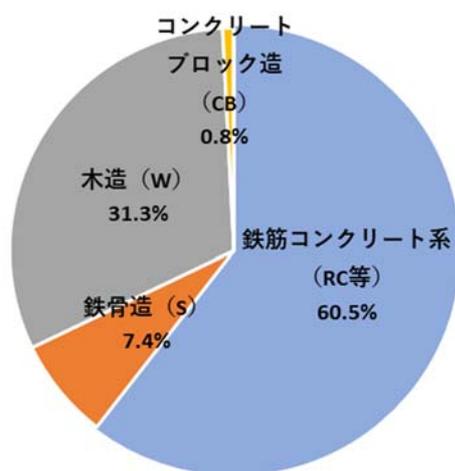


図 構造別延床面積の割合

図 構造別築 30 年以上・未満延床面積

施設項目	鉄筋 コンクリート系 (RC 等)	鉄骨造 (S)	木造 (W)	コンクリート ブロック造 (CB)	その他	延床面積 (㎡)
築 30 年以上	35,872	3,865	10,504	737	18	50,996
築 30 年未満	24,141	3,450	20,591	53	0	48,235
合 計	60,013	7,315	31,095	790	18	99,231

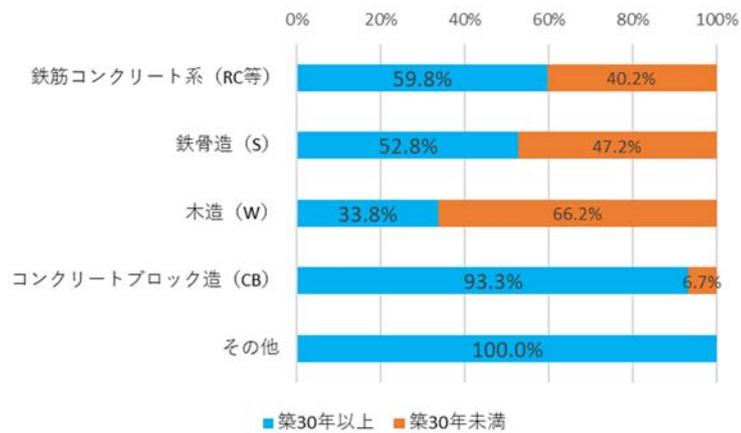


図 構造別築 30 年以上・未満割合

表 大分類別構造別延床面積

	施設項目	鉄筋 コンクリート系 (RC 等)	鉄骨造 (S)	木造 (W)	コンクリート ブロック造 (CB)	その他	延床面積 (㎡)
1	町民文化系施設	4,239	0	0	0	0	4,239
2	社会教育系施設	1,258	0	0	0	0	1,258
3	スポーツ・レクリエーション系施設	17,660	1,360	7,618	22	0	26,660
4	産業系施設	6,221	3,137	7,854	0	0	17,212
5	学校教育系施設	6,640	1,028	4,416	35	0	12,119
6	子育て支援施設	481	365	1,137	0	0	1,983
7	保健・福祉施設	2,530	0	477	0	0	3,007
8	医療施設	697	0	0	0	0	697
9	行政系施設	3,444	52	927	0	0	4,423
10	公営住宅	12,421	0	6,154	715	0	19,290
11	公園	0	0	303	0	0	303
12	供給処理施設	2,005	0	366	18	18	2,407
13	その他	835	1,373	1,843	0	0	4,051
14	下水道施設	1,582	0	0	0	0	1,582
	合 計	60,013	7,315	31,095	790	18	99,231

(3) 施設保有量の推移

前回計画からの保有量の推移は下記のとおり、施設数では3施設の縮減となっている。延床面積では4,344㎡の縮減となっている。

表 保有量の推移 (H28→R3)

番号	施設項目	H28 時点		R3 時点		延床増減
		施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
1	町民文化系施設	2	4,239	1	4,239	0
2	社会教育系施設	1	1,258	1	1,258	0
3	スポーツ・レクリエーション系施設	16	28,210	18	26,660	▲ 1,550
4	産業系施設	11	20,562	11	17,212	▲ 3,350
5	学校教育系施設	2	11,622	2	12,119	497
6	子育て支援施設	5	2,035	6	1,983	▲ 52
7	保健・福祉施設	3	2,967	3	3,007	40
8	医療施設	1	727	1	697	▲ 30
9	行政系施設	10	4,167	11	4,423	256
10	公営住宅	11	19,494	11	19,290	▲ 204
11	公園	9	262	10	303	41
12	供給処理施設	4	2,286	3	2,407	121
13	その他	9	3,974	9	4,051	77
14	上水道施設	2	191	0	0	▲ 191
15	下水道施設	3	1,582	2	1,582	0
合 計		89	103,575	86	99,231	▲ 4,344

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率については、類似団体内平均及び宮崎県平均値よりやや高い水準であるが、令和元年度にそれぞれの公共施設等について個別施設計画を策定済みであり、当該計画に基づいた施設の維持管理を適切に進めている。また、建設から30年以上経過している公共施設等も多く老朽化が進んでいる。

今後は、長寿命化へ向けての維持補修費の増額が見込まれるので、除却も視野に入れた検討を行う必要がある。

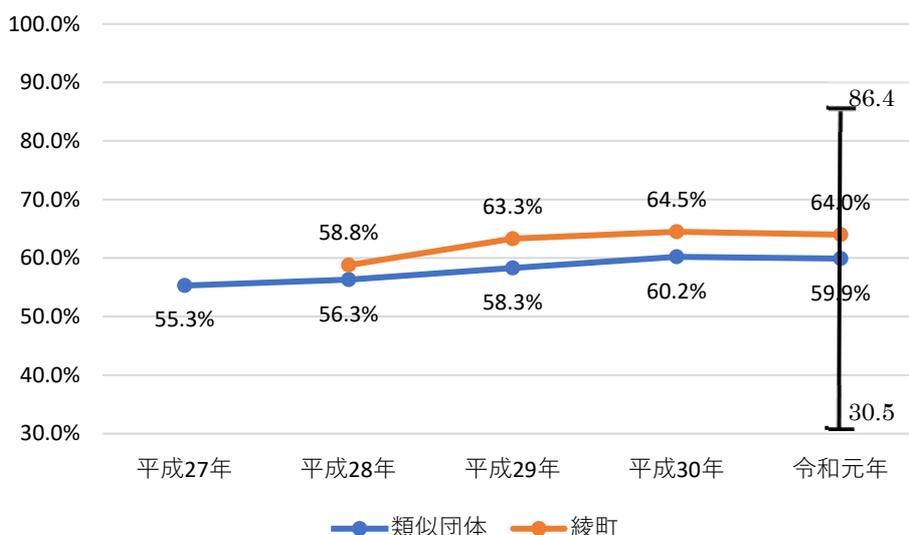


図 有形固定資産原価償却率の推移

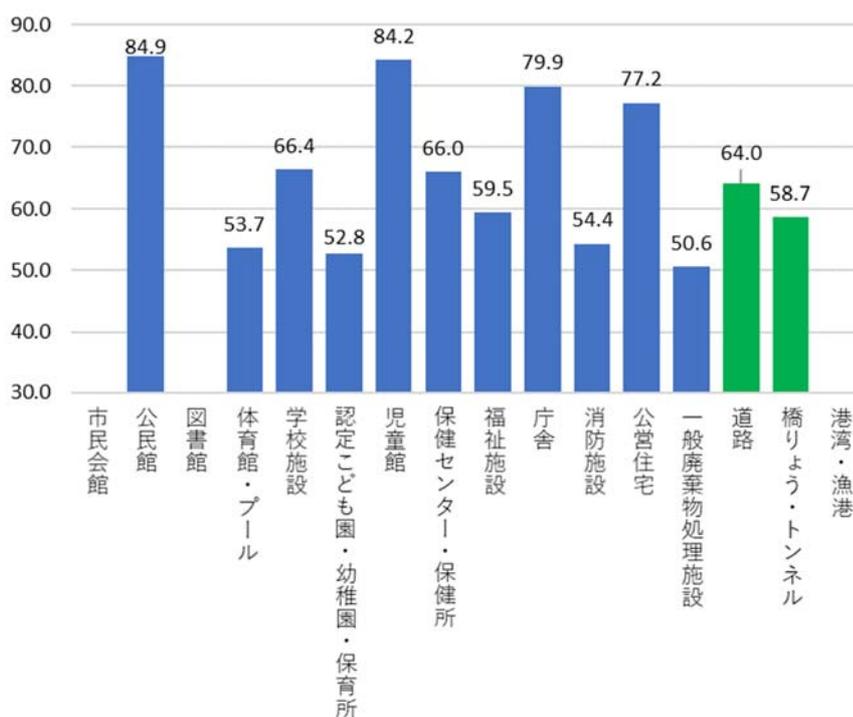


図 財産区分別令和元年度有形固定資産原価償却率

2. 類型別公共施設の課題

(1) 町民文化系施設

	施設名	所管課	代表建築年	構造	施設延床面積合計 (㎡)	避難所
1	高年者研修センター	福祉保健課	1976	RC	4,239	1次/指定

<施設の状況と課題>

【状況】

町民文化系施設は、同規模の他自治体と比べても少なく、「高年者研修センター」の1施設のみとなっている。

同施設は町の中心地にも近く利便性も高い。また、建築後45年を経過しているが、平成25年に耐震補強工事を既に行っている。

【課題】

「高年者研修センター」は利用者数も多いが、建築後45年を経過しているため、汚れや破損が目立つ状況である。施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定する必要がある。



図 町民文化系施設位置図

(2) 社会教育系施設

	施設名	所管課	代表建築年	構造	施設延床面積合計 (㎡)	避難所
1	綾町立図書館	社会教育課	2005	RC	1,258	

<施設の状況と課題>

【状況】

社会教育系施設は、同規模の他自治体と比べても少なく、「綾町立図書館」の1施設のみとなっている。

同施設は町の中心地にも近く駐車場も広いので利便性は高い。建築後16年と、まだ老朽化していないので、目立った汚れや破損はない。

【課題】

「綾町立図書館」は建築物も比較的新しく利用者数も多い。町内唯一の図書館である。今後、指定管理者制度の導入等、経費削減についての検討も考慮する。



図 社会教育系施設位置図

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

	施設名	所管課	代表 建築年	構造	施設延 床面積 合計 (㎡)	避難所
1	弓道場・プール	社会教育課	1989	W	99	
2	川中キャンプ場	産業観光課	1983	W	313	
3	国際クラフトの城	産業観光課	1985	W	2,521	
4	てるはの森の宿	産業観光課	1985	SRC	5,431	
5	式部屋敷	産業観光課	2000	RC	1,534	
6	式部谷公園	産業観光課	2000	W	346	
7	錦原サッカー場・野球場	社会教育課	1998	W	570	
8	総合交流促進施設 (ふれあい合宿センター)	産業観光課	1996	SRC	2,028	
9	綾町体育館	社会教育課	1975	RC	2,429	1次/指定 (武道館)
10	綾てるはドーム・てるはふれあい広場	社会教育課	2005	RC	6,661	指定
11	綾ふれあい館	産業観光課	2011	W	496	
12	綾ほんものセンター	産業観光課	1989	W	399	
13	カヌー艇庫	社会教育課	2004	W	97	
14	綾町産業観光案内所 (アイス工房)	産業観光課	2004	SRC	115	
15	照葉大吊橋管理棟料金所	産業観光課	1985	W	256	
16	馬事公苑	産業観光課	1989	SRC	3,218	避難地
17	馬事公苑観光交流センター	産業観光課	2017	W	118	
18	綾城屋外公衆トイレ	企画財政課	2020	W	26	

<施設の状況と課題>

【状況】

綾町のスポーツ・レクリエーション系施設には、「照葉大吊橋管理棟料金所」「馬事公苑」「カヌー艇庫」等のユニークな施設、また、「てるはの森の宿」「式部屋敷」「総合交流促進施設（ふれあい合宿センター）」等、宿泊施設も複数あり、町民だけでなく広域からの観光客誘致に資する施設もある。

「弓道場・プール」は建築後32年経過し、汚れなどが目立つが、プール更衣室は平成27年に改修を行っている。

【課題】

「川中キャンプ場」も、現在老朽化のためキャンプ場としての利用はされていないが、ユネスコエコパークの拠点施設としての活用が期待されるため、利便性向上へ向けた改修等が望まれる。

「綾町体育館」は、建築後46年が経過したことによる老朽化のため、汚れ、破損が目立ち、壁崩落等の危険性が高くなっている。近隣に類似機能を持つ「綾てるはドーム・てるはふれあい広場」もあり、総合的な検討が必要である。

「国際クラフトの城」は、外壁塗装が必要となっている。また、崖地に面し、土砂災害警戒区域内に立地しており、被災の可能性がある。

施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討が必要である。地域ごとの人口動態やニーズを把握し、町全体での施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直し、また、利用状況や近隣自治体施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止なども視野に入れた検討を行う必要がある。

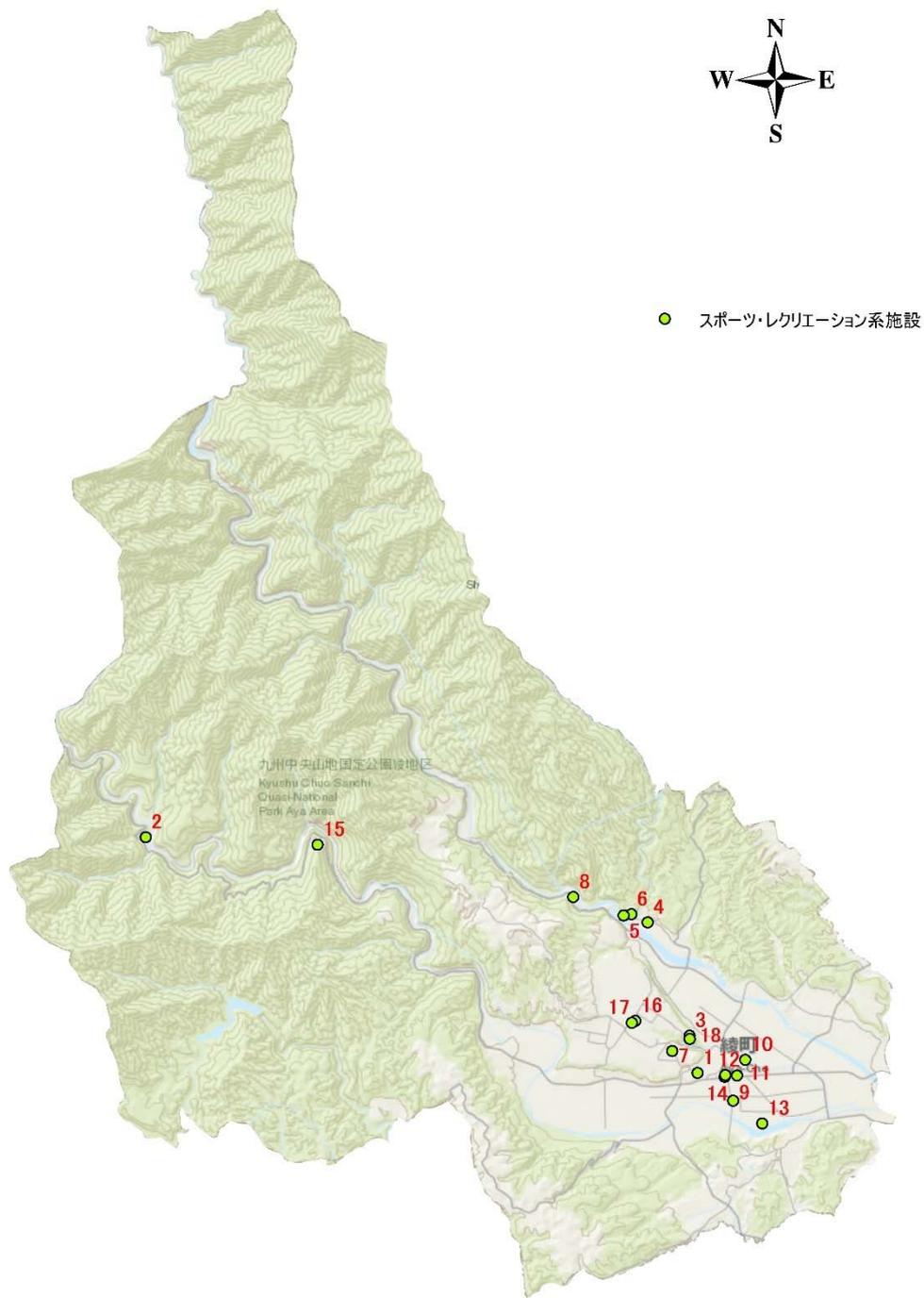


図 スポーツ・レクリエーション系施設位置図

(4) 産業系施設

	施設名	所管課	代表 建築年	構造	施設延 床面積 合計 (㎡)	避難所
1	煙草乾燥場	農林振興課	1978	S	2,235	
2	綾町育苗センター	農林振興課	2000	S	8,118	
3	地場産業開発センター	農林振興課	1974	W	369	
4	堆肥センター	農林振興課	1998	S	1,223	
5	廃食油石鹼製造施設	町民生活課	2002	W	36	
6	綾町農業支援センター事務所	農林振興課	2012	W	61	
7	花育苗ハウス	社会教育課		W	342	
8	農業機械整備施設	農林振興課	1997	W	1,050	
9	肉用牛総合支援センター	農林振興課	2014	S	3,695	
10	肉用牛総合支援センター (町有住宅)	農林振興課		W	81	
11	BMW 処理施設	農林振興課				

<施設の状況と課題>

【状況】

本町は「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」を定め、積極的に自然生態系農業を振興していることもあり、産業系の施設も多くなっている。「廃食油石鹼製造施設」「BMW 処理施設」等、他に見られない特徴的な施設がある。

【課題】

「綾町農業支援センター事務所」は町所有の施設を無償貸与している。ふるさと納税の返礼品発送等、利用度が高く施設が手狭になってきているため、移転整備の予定がある。

「BMW処理施設」は微生物を用い、水処理を行う施設であり、有機農業開発センター内に設置されている。近年利用者が減少しており、講習会等による啓発で利用者増を図っている。

公共性や設置目的を整理し、地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように、定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る反面、民間主導で活用すべき施設や著しく利用が少ない施設等、今後町が保有すべきでないとは判断できる施設については、その耐用年数を問わず、統合・廃止・売却・譲渡による資産の処分等の検討が必要である。

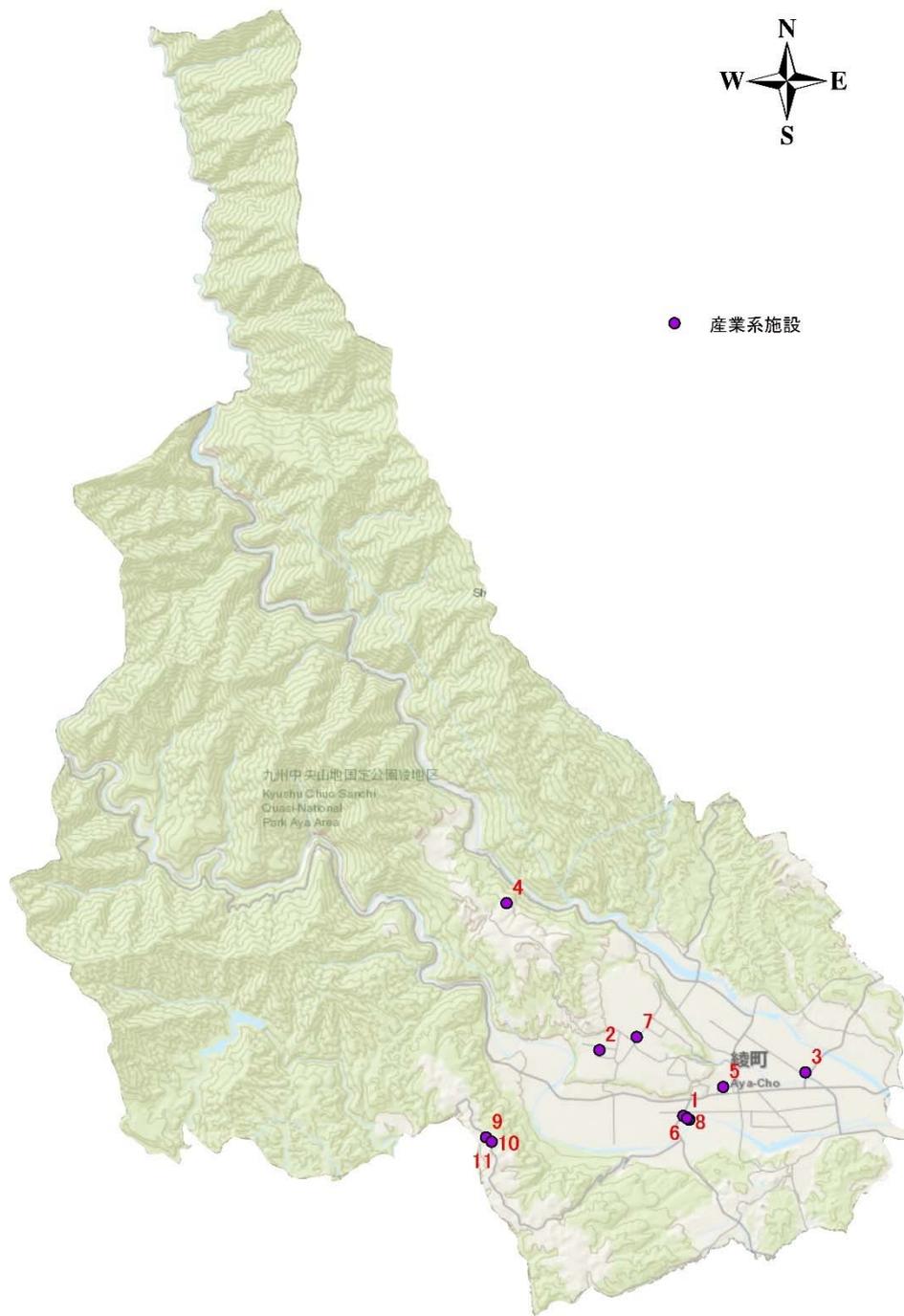


図 産業系施設位置図

(5) 学校教育系施設

	施設名	所管課	代表 建築年	構造	施設延 床面積 合計 (㎡)	避難所
1	綾小学校	教育総務課	1996	RC	5,876	1次/指定
2	綾中学校	教育総務課	2014	W	6,243	1次/指定

<施設の状況と課題>

【状況】

学校教育系施設は、町中心部に小学校、中学校1校ずつ整備されている。

「綾中学校」は平成26年に建築されたばかりであり、本町産の木材をふんだんに使った特徴ある施設となっている。

昭和61年に建築した「綾小学校」の体育館の老朽化が激しく、建替えが必要である。また、生徒増も見込まれているため、今後教室の新設等を予定している。

【課題】

小学校や中学校については地域と連携が重要である。「綾小学校」の体育館の更新に合わせ、総合的な視点から児童館他子育て支援系施設や老人福祉施設等との複合化の検討など、機能的、効率的な整備の検討も考慮する。



図 学校教育系施設位置図

(6) 子育て支援施設

	施設名	所管課	代表建築年	構造	施設延床面積合計(m ²)	避難所
1	中坪保育所	福祉保健課	1994	W	491	
2	南俣保育所	福祉保健課	2012	W	546	
3	北俣保育所	福祉保健課	1982	W	365	
4	綾町子育て支援センター	福祉保健課	1999	W	144	
5	綾町児童館	福祉保健課	1999	W	320	
6	綾町病児・病後児保育施設	福祉保健課	2018	W	117	

<施設の状況と課題>

【状況】

子育て支援施設は、保育所3施設と児童館、子育て支援センター、綾町病児・病後保育施設がそれぞれ1施設ずつ整備されている。

「中坪保育所」は建築後27年が経過しているが、平成28年に屋根防水改修工事を行ったばかりであり、躯体・設備とも目立った破損・外傷はない。また、「綾町子育て支援センター」と併設されており、利便性は高い。

「南俣保育所」は平成24年に整備された新しい施設である。町の中心部からは若干離れているが、交通の便もよく、また駐車場も広く利便性は高い。

「北俣保育所」は建築から39年経過しており、老朽化による汚れや破損が目立つようになっている。公共交通機関からも遠く、また駐車場も少ないため利便性は劣る。平成23年に増築しているが、近年中の更新を予定している。なお、現在は福祉施設としても活用されている。

「綾町児童館」は建築後22年が経過しているが、平成26年に増設されており、特に問題はない。

「綾町病児・病後児保育施設」は平成30年に建築されており、特に問題はない。

【課題】

「北俣保育所」の更新に関しては、駐車場の増設や他施設との複合化など利便性を高め、町全体としての効率的な施設運営に繋がる総合的な検討が必要である。



図 子育て支援施設位置図

(7) 保健・福祉施設

	施設名	所管課	代表建築年	構造	施設延床面積合計 (㎡)	避難所
1	綾町デイサービスセンター	福祉保健課	1986	RC	477	
2	綾町ケアハウスうるおいの里	福祉保健課	1997	RC	2,053	
3	綾町シルバー人材センター	福祉保健課	1995	RC	477	

<施設の状況と課題>

【状況】

保健・福祉施設は、老人福祉施設2施設とシルバー人材センターの1施設である。

「綾町シルバー人材センター」は建設後26年が経過しているが、平成28年に外壁塗装工事を行い、長寿命化を図っている。

「綾町ケアハウスうるおいの里」は建築後25年が経過し、汚れやひび割れが目立ち、タイル落下等の危険性もあるが、増築を含めて修繕工事を検討している。

【課題】

「綾町ケアハウスうるおいの里」及び「綾町デイサービスセンター」は高齢者の健康の維持、向上を図るための施設であり、今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る必要がある。



図 保健・福祉施設位置図

(8) 医療施設

	施設名	所管課	代表建築年	構造	施設延床面積合計 (㎡)	避難所
1	健康センター	福祉保健課	1986	RC	697	

<施設の状況と課題>

【状況】

医療施設は「健康センター」1施設のみとなっている。

「健康センター」は建築後35年が経過し、老朽化による汚れや損傷が目立つ。また、施設の用途が拡大し、手狭となり冷暖房設置のない場所での検診等を行っている状況である。

【課題】

「健康センター」は、申請や相談等、役場から案内される方も多い。利用できる交通機関が無く、役場との距離もあり利便性に劣る。



図 医療施設位置図

(9) 行政系施設

	施設名	所管課	代表建築年	構造	施設延床面積合計 (㎡)	避難所
1	綾町役場	総務税政課	1980	RC	3,514	
2	消防詰所 (3部)	総務税政課	2011	W	87	
3	消防詰所 (4部)	総務税政課	2015	W	126	
4	消防本部倉庫	総務税政課	1997	W	118	
5	消防詰所 (2部)	総務税政課	2012	W	88	
6	消防詰所 (1部)	総務税政課	2018	W	89	
7	消防詰所 (5部)	総務税政課	2020	W	89	
8	消防詰所 (6部)	総務税政課	2019	W	89	
9	消防詰所 (8部)	総務税政課	2020	W	82	
10	消防詰所 (7部)	総務税政課	2018	W	89	
11	備蓄倉庫 (新型コロナウイルス感染症対策)	総務税政課	2020	S	52	

<施設の状況と課題>

【状況】

行政系施設は町役場をはじめ、消防施設9施設と備蓄倉庫 (新型コロナウイルス感染症対策) が配置されている。

「綾町役場」は建設から41年が経過しているが、平成26年に耐震工事を実施済みであり、目立った損傷はない。

「消防詰所」は築年数が浅く、外観・躯体・設備に目立った破損・外傷はない。

【課題】

住民が様々な手続きで集まる本庁舎は、多くの住民に利用されている。今後は行政サービスを提供するための基盤施設として、地域の特性、将来の人口動態の変化を踏まえた上で、住民生活をより豊かにする施設機能等も組み入れるなども念頭に、施設のあり方を検討する必要がある。

「消防詰所 (1部)」「消防詰所 (5部)」「消防詰所 (6部)」「消防詰所 (8部)」「消防詰所 (7部)」の5施設は、建築後20年以上経過しており、老朽化による外傷が見られる。団員増により手狭になっており、今後更新等の検討が必要である。

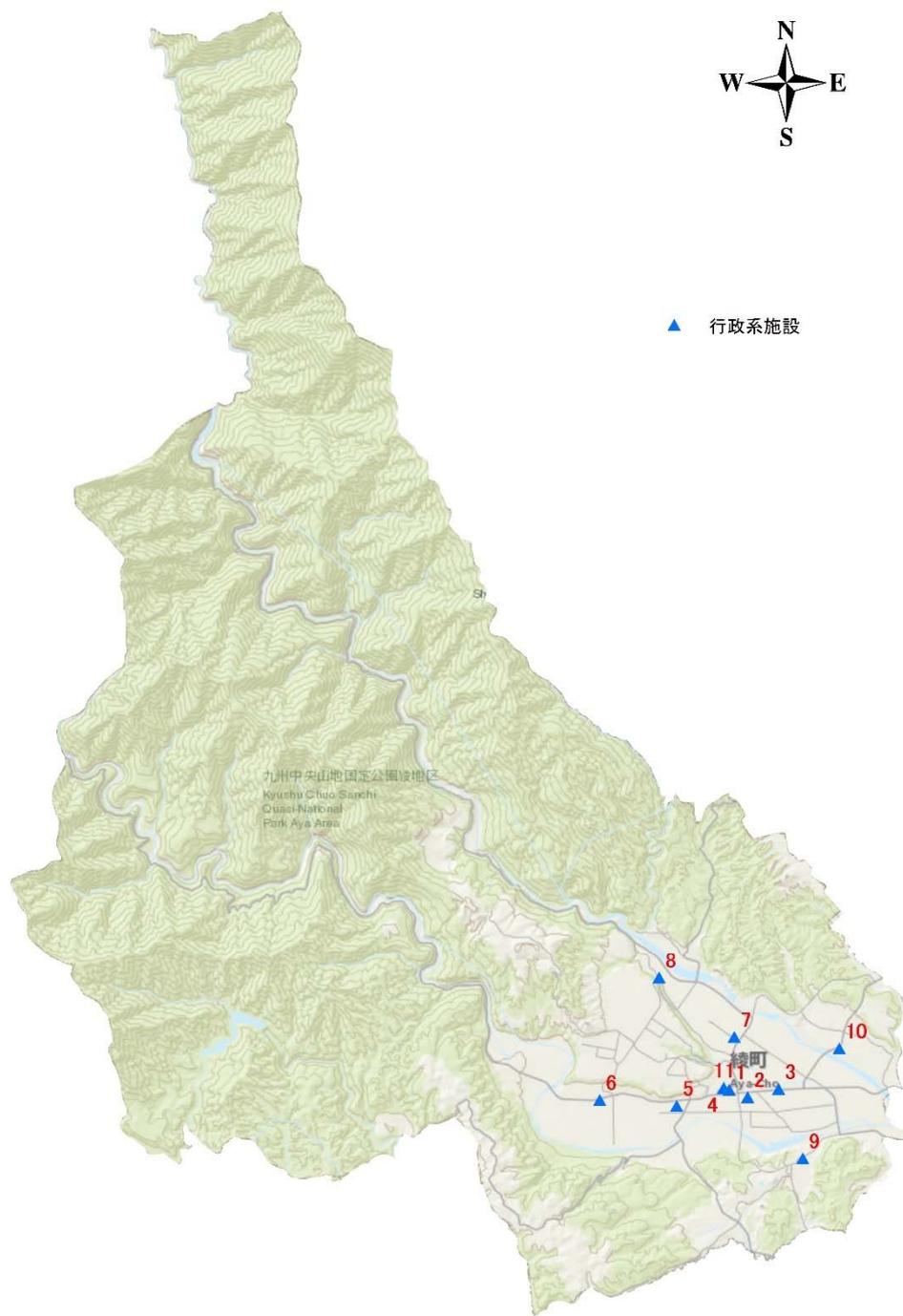


図 行政系施設位置図

(10) 公営住宅

	施設名	所管課	代表建築年	構造	施設延床面積合計 (㎡)	避難所
1	中坪団地	総務税政課	1978	RC	2,791	
2	南麓中央団地	総務税政課	2006	W	1,841	
3	南麓団地	総務税政課	1970	CB	842	
4	立町団地	総務税政課	1999	W	1,060	
5	中川原団地	総務税政課	1972	CB	1,803	
6	郷鳴団地	総務税政課	1990	RC	5,415	
7	神下団地	総務税政課	1984	RC	1,464	
8	麓団地	総務税政課	1967	CB	106	
9	久木の丸団地	総務税政課	1967	CB	317	
10	東中坪団地	総務税政課	1980	RC	2,751	
11	宮原団地	総務税政課	1974	CB	904	

<施設の状況と課題>

【状況】

公営住宅は一般住宅11施設が配置されている。

公営住宅については、既に「綾町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、今後も適宜見直しを行うこととしている。

【課題】

町営住宅は歳入源としての価値があり、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新などの際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要がある。

「綾町公営住宅等長寿命化計画」に準じ、公営住宅は計画的な事前補修により、LCC（ライフサイクルコスト）の縮減が図られている。一方で、既に耐用年数を超えているものもある。居住者がいるため詳細に計画を立てる必要があるが、耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新の推進を検討する必要がある。

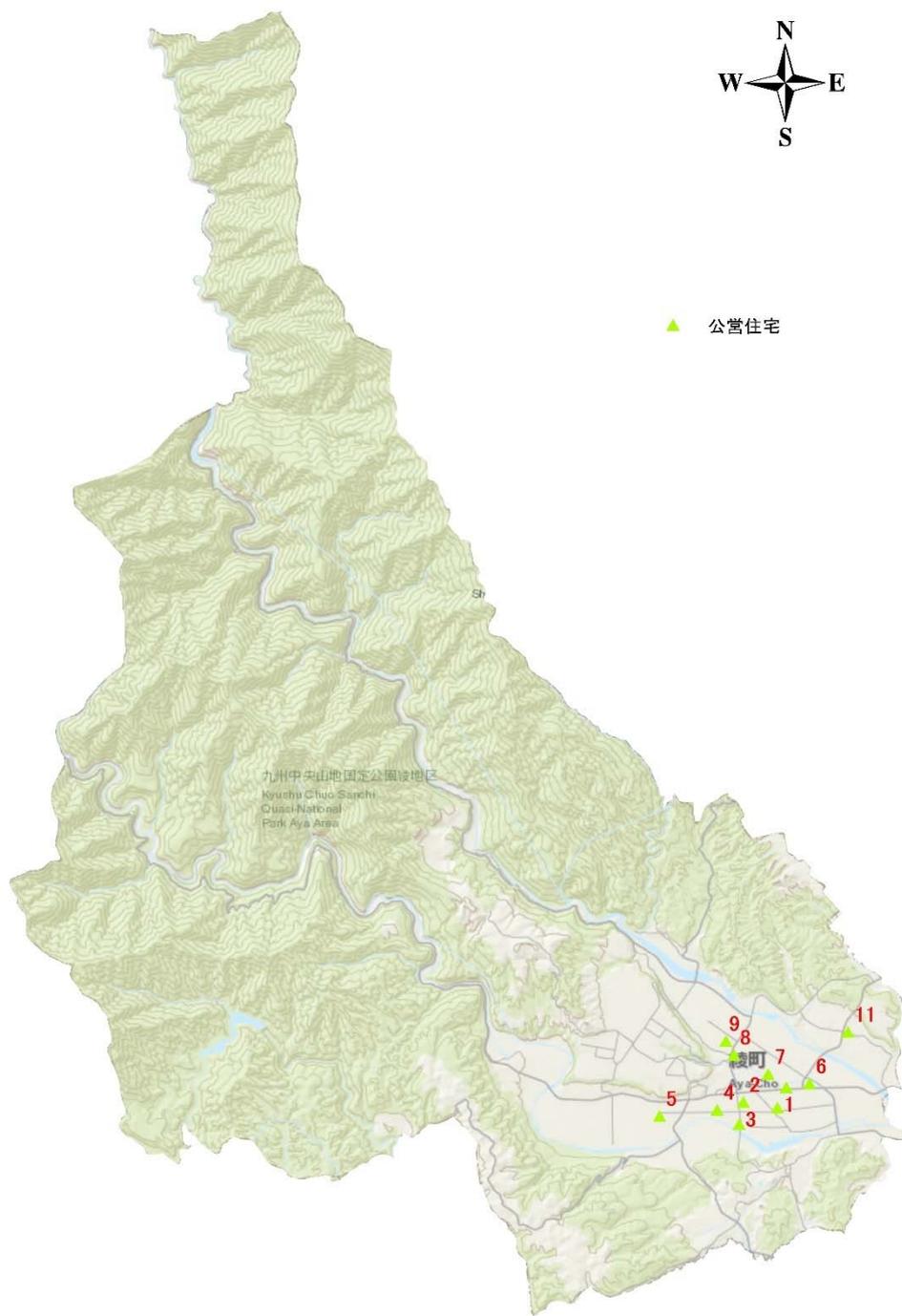


図 公営住宅位置図

(11) 公園

	施設名	所管課	代表建築年	構造	施設延床面積合計 (㎡)	避難所
1	綾町中央ふれあい公園	建設課	2012	W	24	避難地
2	立町ふれあい公園	社会教育課	2013	W	18	避難地
3	岩下公園トイレ	建設課	不明	W	26	
4	尾立展望台	企画財政課	2015	W	35	
5	古屋ふれあい公園	社会教育課	2014	W	43	避難地
6	麓ふれあい公園	社会教育課	2014	W	29	避難地
7	割付ふれあい公園	社会教育課	2015	W	21	避難地
8	上畑ふれあい公園	社会教育課	2016	W	41	避難地
9	松原公園	建設課	1999	W	25	
10	中堂ふれあい公園	社会教育課	2016	W	41	避難地

<施設の状況と課題>

【状況】

本町には公園施設（トイレ）が10施設配置されており、「岩下公園トイレ」「尾立展望台」「松原公園」以外は避難所に指定されている。ここ数年内に建設されたものが多く、躯体・設備での問題はない。

「岩下公園トイレ」は建設年度が不明であるが一定の期間は経過しており、給排水・電気・機械に微細な破損・外傷はあるが、事故に結びつく可能性は低い。

「松原公園」のトイレは、建築から22年経過しており、水道設備の老朽化が激しく、取替えが必要になっている。

【課題】

トイレ等の公園施設のほか、遊具ベンチなどの工作物に関しても、長期的、計画的な事前保全による施設マネジメントが望まれる。

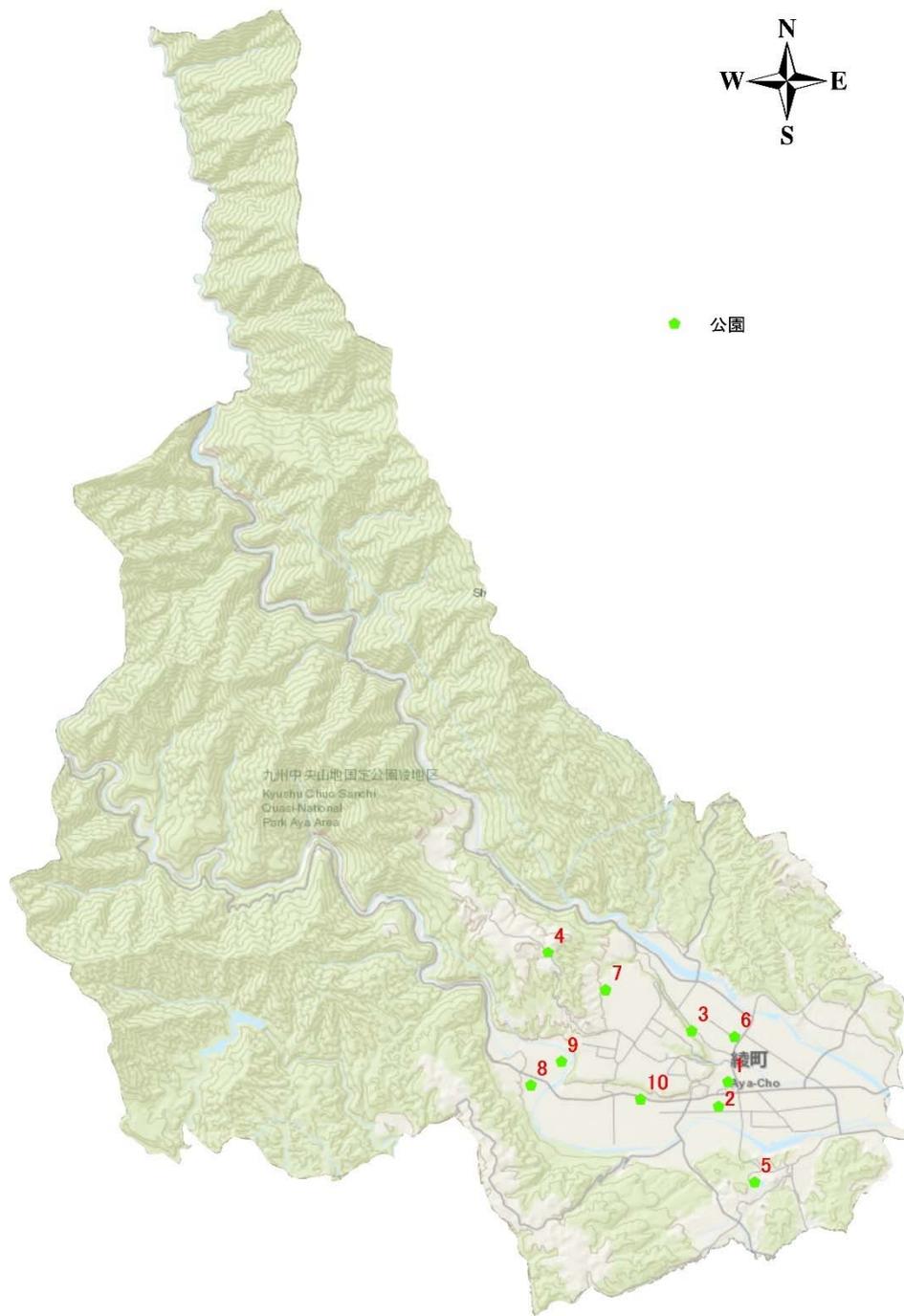


図 公園位置図

(12) 供給処理施設

	施設名	所管課	代表建築年	構造	施設延床面積合計 (㎡)	避難所
1	液状堆肥施設_し尿処理施設	農林振興課	1997	RC	264	
2	一般廃棄物最終処分場	町民生活課	2002	SRC	224	
3	綾町資源活用クリーンセンター	町民生活課	1974	SRC	1,919	

<施設の状況と課題>

【状況】

供給処理施設は3施設が整備されている。

「液状堆肥施設」は、建築後24年が経過し、老朽化が目立ってきている。

「一般廃棄物最終処分場」は、建築後20年であるが、施設に一部破損が発生している。

「綾町資源活用クリーンセンター」は、焼却炉としては平成17年度をもって廃止しているが、現在ゴミ収集作業員の休憩所と商工青年部の太鼓練習場として活用している。

【課題】

「綾町資源活用クリーンセンター」は、施設の必要性、用地の転売等も視野に入れ、今後の施設のあり方を総合的に検討する必要がある。

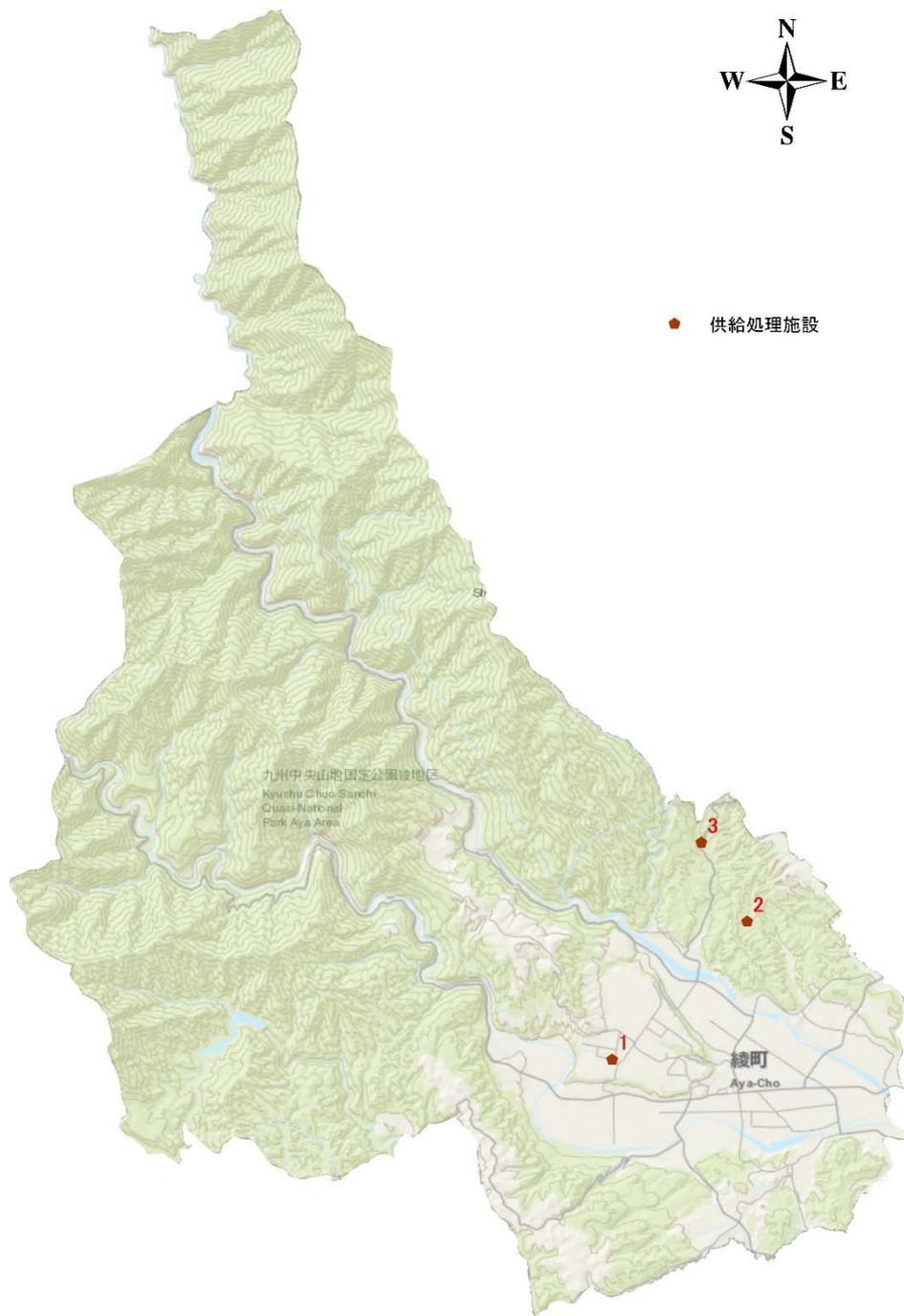


図 供給処理施設位置図

(13) その他

	施設名	所管課	代表建築年	構造	施設延床面積合計 (㎡)	避難所
1	中坪トイレ (社会教育)	社会教育課	不明	W	26	
2	古城倉庫	総務税政課	不明	S	233	
3	立町町有住宅校長住宅	総務税政課	不明	W	89	
4	南麓校長住宅	総務税政課	不明	W	79	
5	教員住宅	総務税政課	不明	W	219	
6	軽種馬組合跡厩舎	産業観光課	2001	W	1,682	
7	綾ユネスコエコパークセンター	総務税政課	2015	RC	985	
8	新規就農者受入支援交流施設	農林振興課	2000	W	661	
9	町有地整備事業 (旧西村宅)	総務税政課	2020	W	78	

<施設の状況と課題>

【状況】

その他施設は、トイレ1施設、倉庫1施設、教員住宅3施設、厩舎1施設、綾ユネスコエコパークセンター1施設、新規就農者受入支援交流施設1施設、町有地整備事業 (旧西村宅) の合計9施設が整備されている。

【課題】

今後用途廃止等で普通財産となる施設は、財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討し、所在している地域なども考慮し、譲渡または売却などが厳しい場合は、解体も視野に入れて検討する必要がある。

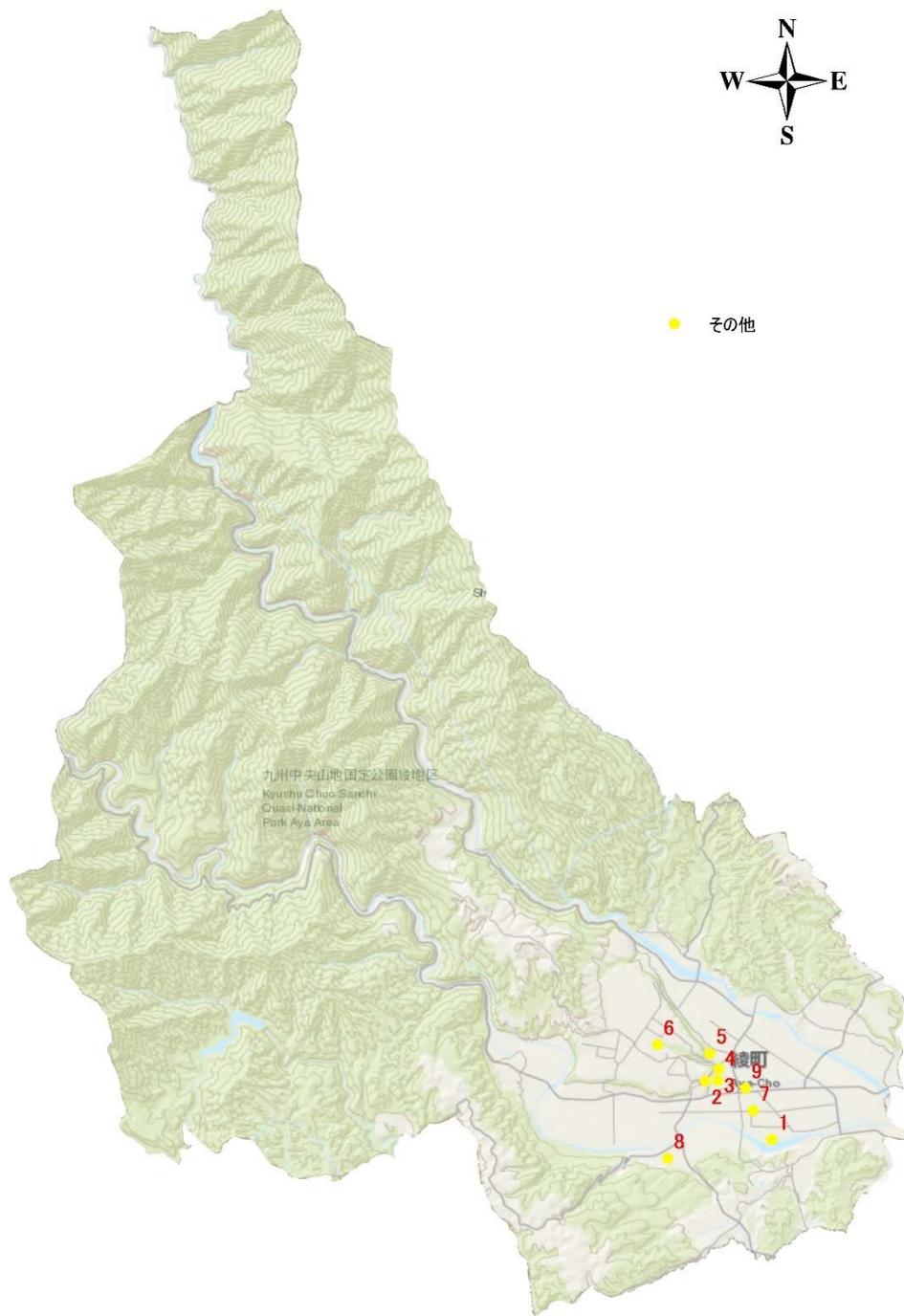


図 その他位置図

(14) 下水道施設

	施設名	所管課	代表建築年	構造	施設延床面積合計 (㎡)	避難所
1	小田爪地区農業集落排水施設	町民生活課	1997	RC	344	
2	綾浄化センター	建設課	2004	RC	1,238	

<施設の状況と課題>

【状況】

下水道施設は 1 施設、農業集落排水処理施設 1 施設が配置されている。本計画ではいずれも下水道施設として分類した。

【課題】

「小田爪地区農業集落排水施設」は、建築から20年が経過しており、屋根の修理や躯体・設備機械については、毎年交換が必要な状況である。

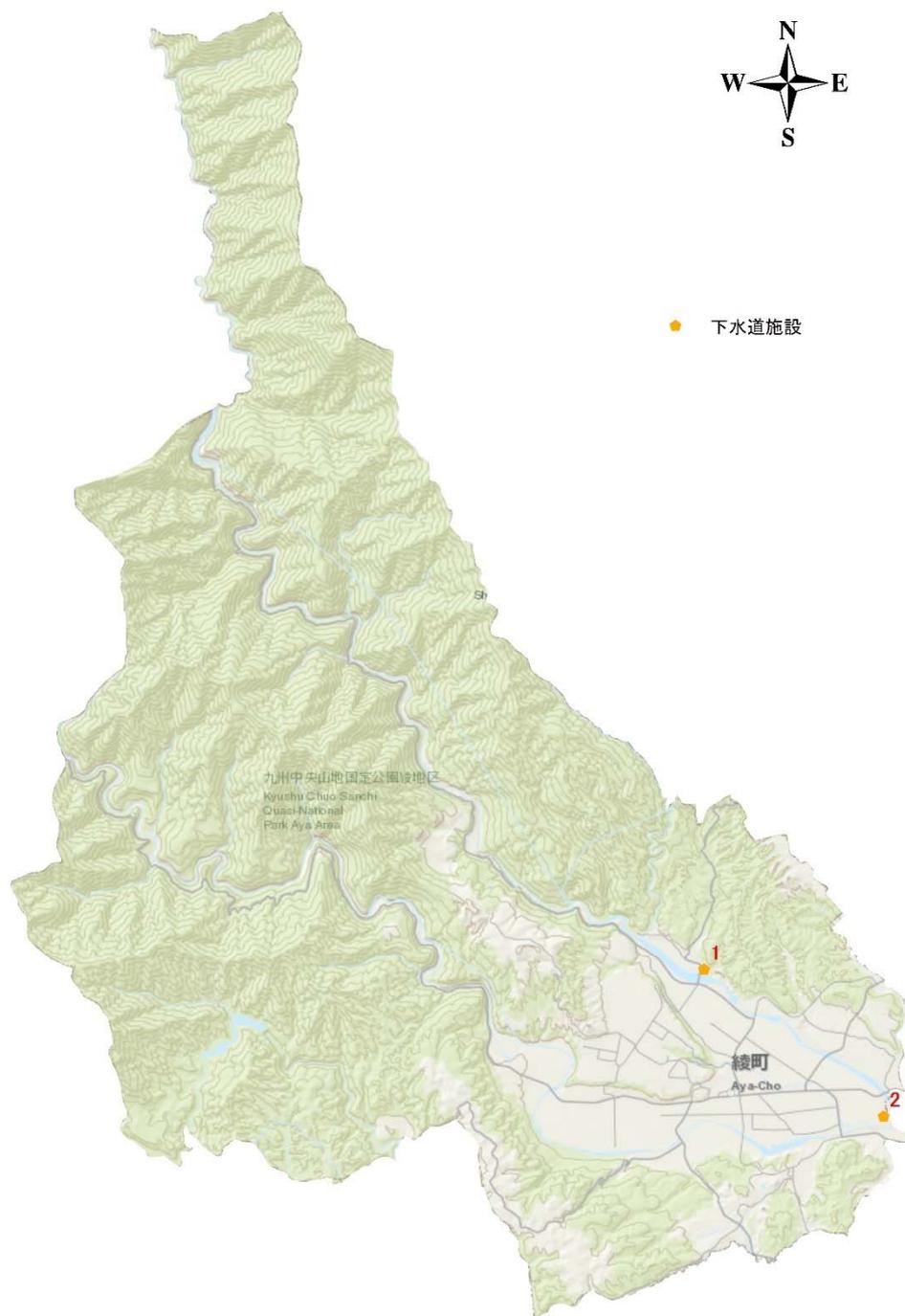


図 下水道施設位置図

3. 公共施設の将来更新費用の推計

見直しに際し、本計画で集計した本町の公共施設の保有量で、計画策定時と同様の試算として、公共建築物の令和4年度から35年間の更新投資を試算する。

試算条件は下記のとおりである。

表 大規模改修周期

大規模改修周期	年
実施年数	30
修繕期間	2

表 建替え周期

建替え	年
更新年数	60
建替え期間	3

表 積み残し対応期間※

積み残し対応期間	年
大規模改修周期	10
建替え	10

※既に対応周期を過ぎているため実施するための目安

表 改修費及び建替え費用の目安

施設項目	大規模改修費用	建替え費用	単位
町民文化系施設	25	40	万円/㎡
社会教育系施設	25	40	万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36	万円/㎡
産業系施設	25	40	万円/㎡
学校教育系施設	17	33	万円/㎡
子育て支援施設	17	33	万円/㎡
保健・福祉施設	20	36	万円/㎡
医療施設	25	40	万円/㎡
行政系施設	25	40	万円/㎡
公営住宅	17	28	万円/㎡
公園	17	33	万円/㎡
供給処理施設	20	36	万円/㎡
上記以外	20	36	万円/㎡

※上記金額は総務省更新プログラム積算デフォルト値

試算の結果、今後35年間の更新費用の推計総額は323億円となり、年更新費用の平均は9.2億円となった。

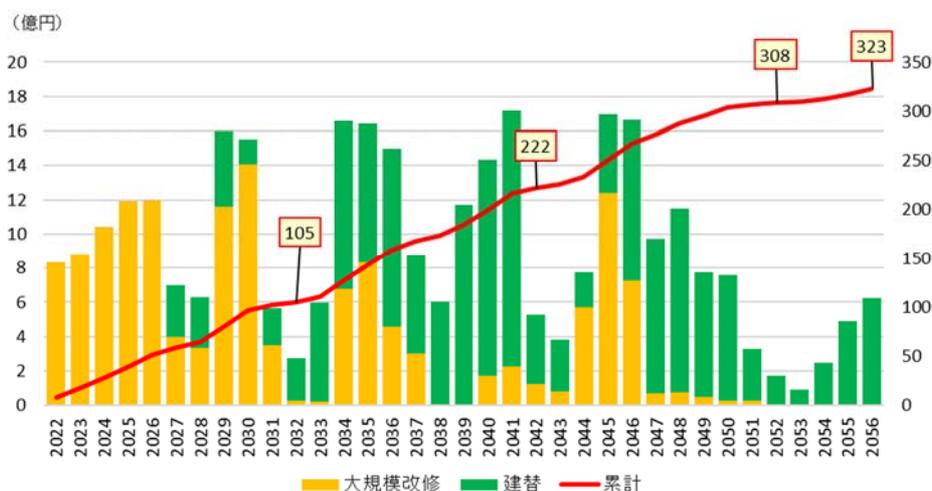


図 公共施設の将来更新費用推計 (公共施設従来試算)

これに対し、試算条件として、個別施設計画で設定した長寿命化による目標耐用年数を更新時期として試算する。結果は今後35年間の更新費用の推計総額は247億円となり、年更新費用の平均は約7.1億円となった。

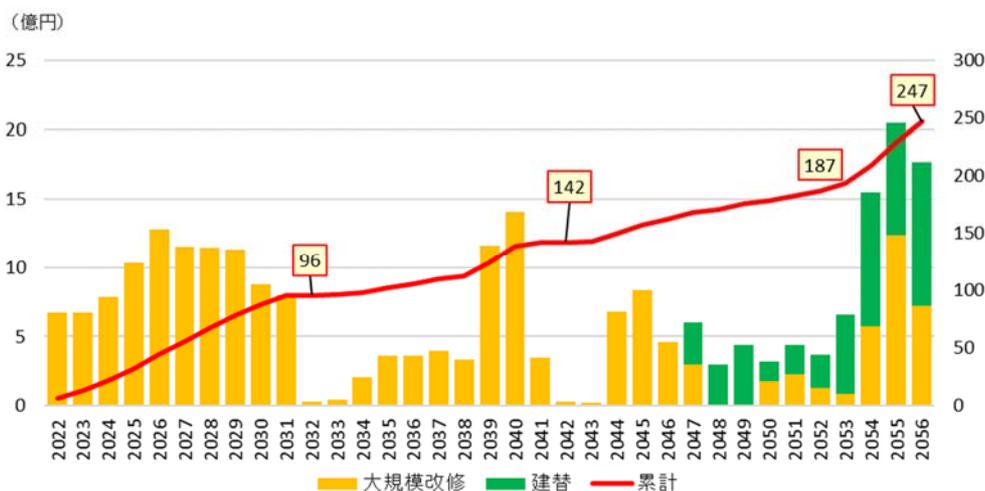


図 公共施設の将来更新費用推計 (公共施設長寿命化試算)

4. 長寿命化の効果

本町が所有する全ての施設において構造問わず20年程度の長寿命化を行った場合は、従来試算に比べて、約76億円の縮減効果が認められる。

ただし機能向上、解体費は含まず、設備性能は現状維持として試算している。

5. 土木インフラの現状と将来更新費用の推計

(1) 道路及び橋梁（一般会計）の現状

一般会計によるインフラ資産のうち、道路及び橋梁についての現状は以下の通りである。道路（町道）は、総延長約 188,954m（面積：1,274,525 m²）が整備されており、橋梁は、（管理対象橋梁）実延長 1,116m（面積 7,222 m²）が整備されている。

表 道路及び橋梁のインフラ状況

インフラ	総延長	総面積	備考
道路	188,954m	1,274,525 m ²	
橋梁	1,116m	7,222 m ²	

上記の数量に対して下記の改修周期を考慮した単価により将来更新費用の推計を行った。

表 道路及び橋梁の更新費用の目安

道路更新	更新単価（円/m ² ）	更新年数	
一般道路	4,700	15	
自転車歩行者	2,700	15	
橋梁更新	更新単価（千円/m ² ）	更新年数	積み残し
橋梁	425	60	5

(2) 道路

道路の全面積に対し、今後 35 年間の整備総額は 139.7 億円となる。この結果、年当たり平均整備額は約 4.0 億円となる。

表 今後35年間の道路更新費用

種別	単価（千円）	面積（m ² ）	更新費用（千円）	耐用年数	年当たり費用（千円/年）	35年間総額更新費用(千円)
一般道路	4.7	1,274,525	5,990,268	15	399,351	13,977,291

(3) 橋梁

更新費用の推算の結果、橋梁の構造別による今後 35 年間の整備総額は 17.9 億円となる。この結果、年当たりの平均整備額は約 0.5 億円となる。

表 今後35年間の橋梁更新費用

単価（千円）	面積（m ² ）	更新費用（千円）	耐用年数	年当たり費用（千円/年）	35年間総額更新費用(千円)
425	7,222	3,069,350	60	51,156	1,790,454

(4) 上・下水道(企業会計)の現状

企業会計である上下水道の現状は下記の通りである。

上水道は、送水管 2,543m及び配水管 59,346mで総延長約 61,889mが布設されており、上水道普及率は 97.3%となっている。

下水道は、総延長 34,371mが整備されている。

表 上・下水道の状況

インフラ	総延長	備考
上水道	61,889	普及率 97.3% 耐震管 2%
内送水管	2,543	
内配水管	59,346	
下水道	34,371	普及率 100% 接続率 70.1%

表 上水道更新費用の目安

水道管更新	更新費用(千円/m)
導水管・300mm未満	100
〃・300～500mm未満	114
送水管・300mm未満	100
配水管・50mm以下	97
〃・100mm以下	97
〃・200mm以下	100
〃・300mm以下	106
〃・400mm以下	116
〃・500mm以下	128

表 下水道更新費用の目安

下水管更新	更新単価(千円/m)
管径～250mm	61
管径 251～500mm	116
管径 501mm～1000mm	295
管径 1001～2000mm	749
管径 2001mm～3000mm	1,680
管径～250mm	61

※上記金額は総務省更新プログラム積算デフォルト値

(5) 上水道

上水道の用途管径別整備状況は以下の通りである。

表 上水道用途管径別延長

用途	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm	200 mm	250 mm	総延長 (m)
送水管					2,543			2,543
配水管		24,194	17,483	5,666	10,883	570		59,346
合計		24,194	17,483	5,666	13,426	570		61,889

上水道の総延長に対し、今後35年間の整備総額は59.5億円となる。この結果、年当たりの平均整備額は0.99億円となる。

表 上水道用途管径別延長費用

種別	管種別	管径	実延長 (m)	単価 (千円/m)	更新費用 (千円)
上水道	送水管	300mm 未満	2,543	100	254,300
	配水管	50mm 以下	24,194	97	2,346,818
		75mm 以下	17,483	97	1,695,851
		100mm 以下	5,666	97	549,602
		150mm 以下	10,883	97	1,055,651
		200mm 以下	570	100	57,000
小計					5,959,222

表 今後35年間の上水道更新費用

種別	更新費用 (千円)	耐用 年数	年当たり費用 (千円/年)	35年間総額更新費用 (千円)
水道合計	5,959,222	60	99,320	3,476,213

(6) 下水道

下水道の管径別の整備状況は以下の通りである。

表 下水道の管径別延長整備状況

管径 (mm)	75	100	150	200	250	300	350	総延長
延長 (m)	60	223	30,509	821	349	791	1,618	34,371

平成30年度までに下水道整備はおおむね終了し、引き続き維持管理を行っていく。耐用年数が60年で、更新の総額は22.3億となっている。

表 今後35年間の下水道更新費用

種別	管径	実延長 (m)	単価 (千円/m)	更新費用 (千円)
下水道	管径~250mm	31,962	61	1,949,682
	管径251~500mm	2,409	116	279,444
小計				2,229,126

6. 公共施設（建築物）及びインフラ資産の将来更新費用の推計

公共施設（建築物）及びインフラ資産（企業会計である上水道・下水道は除く）に対する、今後35年間の整備総額は481億円となる。この結果、年あたりの平均整備額は13.7億円となる。

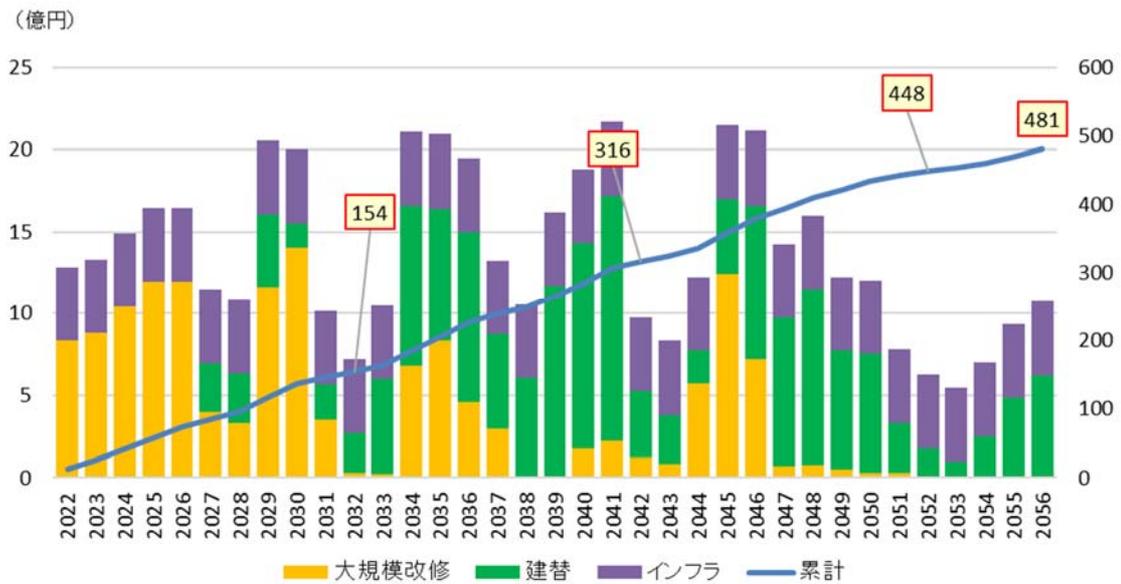


図 公共施設（建築物）及びインフラ資産の将来更新費用の推計

第4章 計画における基本方針

1. 公共施設マネジメントのあり方

(1) 綾町の課題

本町が保有する主な公共施設は、89施設257棟、総延床面積約103,575m²の規模となっており、これら公共施設のうち、約4割が建築後30年以上を経過し老朽化が進んでいる。また、総務省が提供する更新費用試算ソフトにより、今後35年間で公共施設と道路、橋梁の更新費用として481億円、年平均額で約13.7億円が必要と算定された。しかし、施設や道路の整備に充てることができる投資的経費の過去8年間の平均額は約9.6億円であるため、年間4.1億円、今後35年間の総額では約143.5億円不足している。

人口減少等により、厳しくなることが予想される将来の財政状況を考慮すると、本町が保有し老朽化している公共施設の全てを更新することは、困難な状況にある。また、一人当たりの公共施設延床面積をみても、本町は、全国平均値より約4倍大きくなっており、施設総量を削減しつつ、かつ住民サービスを低下させない効率的な運用を目指す必要がある。

これらの状況を踏まえ、次の4つの課題としてまとめた。

【課題1：将来人口の減少に対する課題】

本町における現在の人口は増加しているが、全国的な傾向と同じく大局的には減少傾向にあると言える。将来の人口減少を鑑みると、効率的な公共施設の運用を図り、将来的な人口規模に対応した施設のあり方を検討する必要がある。

【課題2：少子・高齢化の進展に対する課題】

本町の人口について、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の平成27年から25年後の令和22年までの変化予測を見ると、総人口は7,345人から5,268人と約28%の減少を予測しているのに対し、15歳から65歳までの生産年齢人口については、3,883人から2,549人、約34%の減少と総人口よりも速く減少すると予測している。将来的な人口構造の大きな変化への対応として、公共サービスの内容を見直していく必要がある。

【課題3：財源の減少に対する課題】

本町の将来的な人口減少と、人口構成の大きな変化に伴う町税をはじめとした財政の構造変化にも注目しなければならない。少子高齢化の進展により、税収の減少と扶養費等、医療・福祉関連経費の増大により、投資的経費へ充てる財源のひっ迫

が予想される。老朽化する公共施設の維持管理費用の増大に反し、財源が減少する相克の状況が予想される中、限られた財源で必要な公共サービスを維持するために、最低限必要となる施設総量の目標を定め、施設の統合等、サービス水準を維持しながら施設の用途廃止を進め、施設保全の経費削減を図る必要がある。

【課題 4：施設量縮減、除却に関する課題】

本町は合併をしていないため、図書館等1つしかない施設もあり、施設の除却において、サービスの低下に繋がらないように充分留意する必要がある。また、市街地と山間地に大きな地域間格差が生じないように配慮する必要もある。

施設の複合化等、サービスの水準を下げない機能的な施設整備を図る必要がある。

(2) 現状の課題を解決する基本的な考え方

公共施設マネジメントの役割は、町全体で最適な公共施設の整備戦略を策定することである。一般的に施設マネジメントでは、最適を判断する指標として「品質」「供給」「財政」の3視点から全体のバランスを図ることが重視されている。

「財政」は限られており、全ての施設で「品質」「供給」を満足させることはできない。それ故、施設整備の取捨選択の決断をしていかなければならず、個々の施設ではなく、地域全体で「品質」と「供給」のバランスを図る必要がある。公共サービスでの「品質」の悪化は原則的に不可である。これを補填するため地域全体で望ましい「供給」の調整を図ること、および公共サービスでの「品質」の改善と不要なコスト削減による「財政」の適正化と両立させる、新たな知恵を加えることが重要なポイントとなってくる。

(3) 公共施設マネジメントの方針

将来的にも安定した自治体経営のためには、計画的な公共施設の整備が必要であり、施設マネジメントではこれを「品質」の課題として捉えている。

老朽化し不具合が生じた施設への後追的な修繕・改修、または住民からのクレームに対応する受身の施設整備では計画的な整備は行えない。また、人口減少や財政基盤の脆弱化、長期的な社会経済情勢の変化、さらに自然災害や事故への対応等にも耐えうる計画が求められている。

一方、行政サービス拠点の不足や、余剰な施設を適正な状態へ調整してゆくことを、施設マネジメントでは「供給」の課題と捉えている。

必要な行政サービスを提供する拠点が不足していれば、行政サービスの質を向上させるため、過不足なく施設を増やす必要があり、反対に活用されていない施設空間があれば、他施設との統合や用途廃止の検討が必要となってくる。

これら「品質」と「供給」の調整を図り、経済的に持続可能な公共施設の整備を

推進してゆくことを施設マネジメントでは「財政」の課題と捉えている。

本町をはじめ、自治体の財政は将来的にひっ迫してゆくことが予想される。財源は限られており、「品質」「供給」両方を無制限に充実させる公共施設の整備は現実的でなく、望ましい施設整備は実現しない。

自治体全体で、最適な公共施設の整備戦略を策定することが公共施設マネジメントの役割であり、そのために「品質」「供給」「財政」のバランス図ることが必要である。

最大の公共施設マネジメントの効果を引き出すためには、全ての公共施設を対象に総合的な視点から「品質」「供給」「財政」の課題をバランス良く調整する必要がある。

綾町公共施設の維持管理のあり方を定めるために、基本となるマネジメントにかかる以下の方針を掲げる。

「品質」に関する方針

- I. 施設マネジメントの全体構想を町民へ情報提供し、公共施設の「品質」が今後あるべき姿を検討する。
- II. 現時点で「品質」に不足がある施設は「供給」との調整を図りながら優先的に対応する。
- III. 後世に手渡す施設は、社会経済情勢等の変化に的確に対応できるよう、適宜整備計画を見直す。

「供給」に関する方針

- I. これまで整備してきた公共施設を大切に使うとともに、後世に「手渡す」べき施設を選定する。
- II. 将来のまちづくりの観点から、「第七次綾町長期総合計画」及び「綾町ひと・まち・しごと創生人口ビジョン」等の町が策定した、総合的な計画及び戦略との整合性を図り、施設の再整備を行う。

「財政」に関する方針

- I. 長期的な視点から必要な「品質」については財源を確保し、「財政」からの支援を積極的に行う。
- II. 効率的な「供給」目標の実現により、投資の選択と集中を行い「財政」負担の削減を行う。
- III. 持続可能な自治体経営のため、公共施設マネジメントに対する「財政」管理を行う。

2. 綾町公共施設等総合管理計画の基本方針

本町は、上記のマネジメント方針のもと、公共施設の維持管理のあり方として以下の方針を掲げる。

【綾町公共施設等総合管理計画の基本方針】

- 方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る
 - ① 公共施設（建築物）の新規整備の抑制
 - ② 既存施設の見直しと複合化、縮減
- 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る
 - ① 予防保全型の維持補修への転換
- 方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す
 - ① 維持管理コストの最適化
 - ② 民間活力の積極的な活用

(1) 方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

① 公共施設（建築物）の新規整備の抑制

- 町民の新たなニーズや行政サービス体制の変化に対応する等、新規に公共施設の整備が必要となった場合は、既存施設や土地の有効活用等を検討し、既存施設の複合化や転用等により有効活用を図ることを検討するものとする。
- 公共施設の複合化、転用等の実施が難しい場合に、真に必要な新規整備を行う場合は、ライフサイクルコスト等を十分に検討するとともに、財政状況に見合った「施設総量の最適化」を図りながら、新たな整備に対応するものとする。

② 既存施設の見直しと複合化、縮減

- 利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを把握した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方等、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点により施設の統廃合、複合化の可能性を常に検討する。
- 老朽化に伴い更新する場合は、施設機能を維持しつつ、周辺施設との複合化や集約化、又は他施設からの転用等について検討する。
- 複合化が難しい施設の更新は、ライフサイクルコストを検討し、必要最小限の規模とする。
- 借地上に設置されている施設については、優先的に他施設への統廃合や複合化を進める。

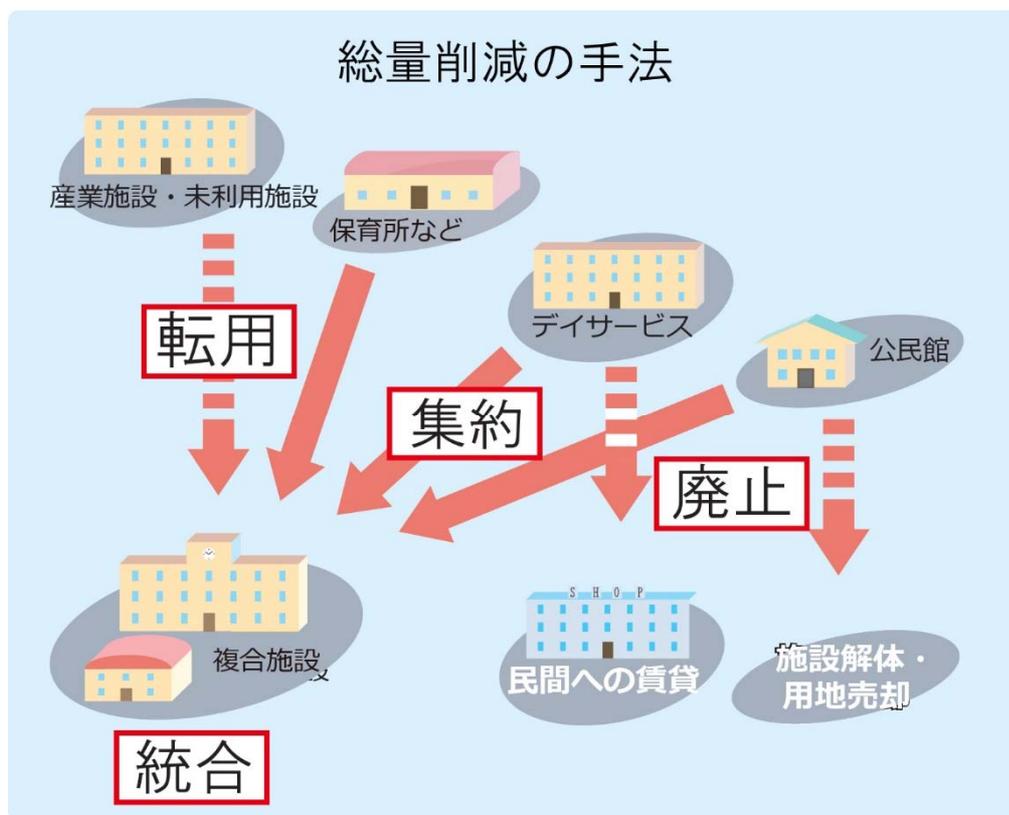


図 既存施設の見直しイメージ

(2) 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

① 予防保全型の維持補修への転換

- 改修・更新経費の平準化を行う際には、劣化や損傷等が生じた後に改修等を行う従来の「事後保全」から、異常の兆候を事前に把握・予測して、計画的に改修等を行う「予防保全」への転換が有効とされている。
- 本町では、「予防保全」の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図る。その際、ライフサイクルコストの考え方により、改修・更新時の企画、設計段階において、その後の維持管理コストの最適化を検討する。
- 工事の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行うよう検討する。

(3) 方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

① 維持管理コストの最適化

- 施設の維持管理費用については、ライフサイクルコストの検討の際に、光熱水費、委託費（清掃、警備、保守点検等）等の維持管理費の適正化を図り、その縮減を図る。
- 日常の管理や費用縮減についての指針を示した維持管理マニュアルを作成する等、効率的な施設管理を推進し、運営コストの最適化に取り組む。

② 民間活力の積極的な活用

- 資産経営の推進に当たり、保有資産が抱える課題を公共部門がすべて対応するには限界がある。このため、官民連携（P P P Public Private Partnership）の考え方を取り入れ、民間活力を導入していくことは町の公共施設の運営維持において有効となる場合がある。
- 今後は、この取組みを強化し、官と民の適切な役割分担と密接な協力のもと、地方創生への寄与を視野に、地域経済や雇用を意識しつつ「民でできることは民で」を基本に民間活力の導入を拡大していくことも検討する。そのため、事前に民間活力導入の可能性について民間との意見交換や情報交換を行うサウンディング調査、P F I 法に基づく民間提案制度等、民間事業者からの発案を受け入れる工夫も講じつつ、民間活力の導入を検討する。
- 施設単体ではなく、地域全体で行政サービスの質の向上を目指しつつ、広域で利用する。可能な施設については近隣自治体との共同利用を検討する。

3. 公共施設縮減数値目標の設定

今後必要とされる建築物の更新費用は、年間約 13.7 億円必要となる。過去 8 年間の投資的経費の平均額は約 9.6 億円であり、現状の予算規模でも、既に年間約 4.1 億円（約 30%）の不足が生じると推計されている。本町の人口ビジョンでは、令和 42 年の人口 5,439 人を確保することを目標としている。これは令和 2 年の人口 6,934 人から約 22%の減少となる。本町ではこれらを勘案し、計画策定時に設定した、10 年間で更新費用 20%の削減を目指す。

4. 公共施設等の維持管理方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の安全確保や、効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要となる。

施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、災害や事故発生時に行う緊急点検の 3 種類の点検結果の一元管理を行い、点検履歴、修繕履歴の蓄積を行うことを目的とするデータベースを構築する。

そのデータベースに蓄積した情報を、今後の総合管理計画の見直しの際に反映して計画の充実を図ると同時に、各施設管理者における維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策に関する情報共有を図る。

「公共施設診断の対象となる評価項目」から抜粋した下記項目により、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を目指す。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など、既往の診断があるものはそのデータを利用する。

表 公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
1	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
2	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
3	不具合性	・施設各部位（構造・仕上・付帯設備・建築設備）の不具合性
4	適法性	・建築法規、消防法、条例

出典：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来からの公共施設等における維持管理・修繕については、施設に不具合が生じ

てから、修繕や更新を行う「事後保全型管理」が大部分であり、定期的に取り換えや交換・更新を行う「予防保全型管理」や、点検によりその劣化度や状態を見ながら修繕更新を行う「状態監視保全」は、ほとんど実施されていない状況にあった。また、所管課ごとに公共施設の管理を行っているため、同じ状況であってもその対応は、異なっていた。

従って、維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握した上で、これまでの一部の部門を除いて「事後保全型管理」が中心であった維持管理から、点検・診断実施結果から各施設分類など個々の施設の状態に応じて「予防保全型管理」「状態監視・保全型管理」「事後保全型管理」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指す。

点検・診断実施の検討段階においては、その施設の必要性、対策の内容や時期を検討し、社会情勢や住民の要望等から、その施設に必要性があると判断される場合は、更新等機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更等を図る。また必要性がない、もしくは低いとされたものについては、用途廃止や除却、他施設への複合化や集約を検討していくものとする。

公共施設等に関する保全のための情報をデータ化し、データの活用、継続性、統一性、効果性を高めていき、情報を一元的に管理し、年度により大きく変動する公共施設等の改修や更新に要する費用を施設の選択と集中、かつ優先順位を定め、各年度の予算の平準化に努め、将来の施設の維持・更新に活用するほか、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、適宣計画を見直し、PDCAサイクルを循環していくものとする。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努める。さらに災害時に防災拠点や避難所となる建物系施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえた上で、計画的な改修、解体、除却の検討を行った上で速やかに対応する。

また、老朽化等により供用廃止された施設や、今後とも利用する見込みがない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却する等対策を講じ、安全性の確保を図る。

次表は、施設の安全性及び耐久性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものだが、高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性、構造及び外部仕上等が挙げられ、これらも参考に安全確保の推進を図る。

表 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
			危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無
	保安距離	・危険物から50m以内、200m以内		
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・ ls 値 $> 0.6 / 0.6 > ls$ 値 $> 0.3 / 0.3 > ls$ 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
		火災安全性	耐火安全性	延焼防止
	避難安全性		避難路確保	・避難路確保
	消火安全性		消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングからPCB 排除状況(年代・部位)
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
CCA対策			・木造土台のCCA・有無	
公害防止性		日照・通風障害防止	・日照・通風障害防止要件の満足度	
		風害防止性	・風害防止要件の満足度	
	電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度		
	騒音・振動・悪臭防止	・音・振動・悪臭防止要件の満足度		
	障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度		
	外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度		

出典：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）

(4) 耐震化の実施方針

利用度の高い施設の中でも、旧耐震基準によって建設され、かつ耐震補強が終わっていない施設が存在するため、施設の安全性の確保を最優先にして耐震化もしくは施設更新による安全性の確保を図る。また、施設の安全性の確保については、天井・窓ガラス・内外壁等の非構造部材の安全対策も実施する。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の長寿命化の実施については、施設の状況をしっかり把握した上で、所管課内にとどまらず、全庁的に横断的な体制で検討し、個別計画を策定した上で、原則的に下記要領に基づいて実施していくものとする。

① 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置き、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図る。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することである。

② 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から40年位までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容レベル以上に保つことができる。

しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容レベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となる。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となる。

本町の公共施設では、建替え周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点の診断によって更に使用が可能と判断されれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討する。

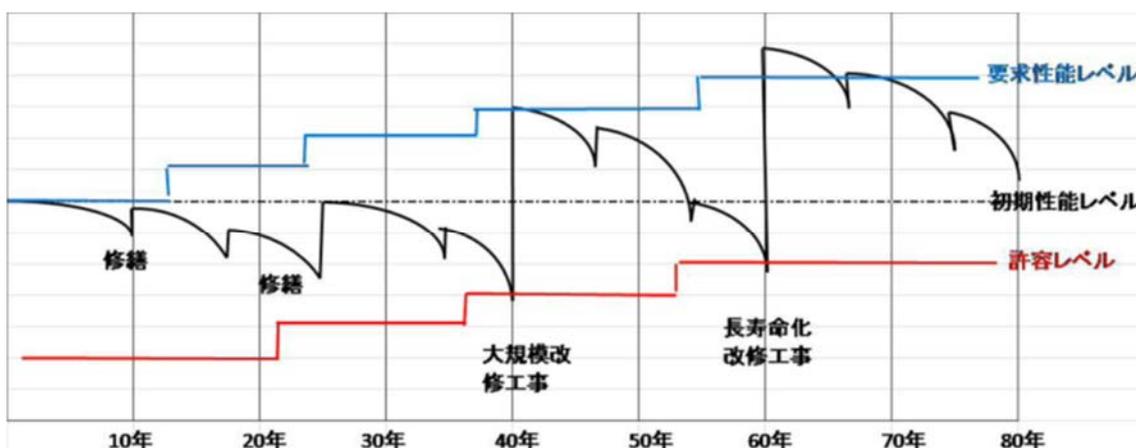


図 長寿命化における経過年数と機能・性能の概念図

③ 耐用年数の設定について

建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけでなく、経済的、機能的な観点から建替えや解体されることがある。それぞれの要因による耐用年数の定義は下表の通りである。

表 耐用年数決定の要因

耐用年数決定の要因	内容
①物理的要因	建物躯体や構成材が経年劣化など自然的原因、物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される限界性能を下回り、建築物が滅失する年数。 一般的には、事前に自然崩壊する前に解体され、建替えることになる。
②経済的要因	建築物の機能が低下していく中で、不具合や故障が発生するため、事前にもしくは事後にその復旧を行う必要が発生する。不具合や故障の程度、頻度により、継続使用するための補修・修繕費その他費用が、改築費用を上回り建替えるよりも復旧する方が高額と見込まれる場合は、解体され、建替えることになる。
③機能的要因	使用目的が当初の計画から変わったり、建築技術の革新や社会的要求の向上による機能の陳腐化もしくは、新たな要求が求められ、建築物の形態、構造など新しい要求に対応できない場合は、機能的な寿命に達したと判断し、建替えることになる。
④法的要因	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数。

※耐用年数の長さは一般的には③<④<②<①となる。

本町の公共施設の構造は、鉄筋コンクリート造が最も多いため、マネジメントにおいては、鉄筋コンクリート造の耐用年数の決定が重要となる。目標耐用年数については、さまざまな評価基準があるが、老朽化に伴う総合的な評価によって1棟の建築物として設定する耐用年数が「目標耐用年数」となる。

建築物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違いなどによっても大きく左右されるが、階高や広さなどに余裕を持った建物や、新耐震基準施設は（昭和56年以降建設の施設）は、計画的な保全を実施すれば100年以上も長持ちさせることができる可能性がある。

表 鉄筋コンクリート造の目標耐用年数

目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
高品質	100年	80年～120年	80年
普通品質	60年	50年～80年	50年

出典：（社）日本建築学会編・発行「建築物の耐久計画に関する考え方」

新耐震基準で設計された鉄筋コンクリート造の目標耐用年数は、原則として高品質の下限値および普通品質の最大値である80年として計画を設定する。(旧基準は代表値である60年に10年を加えた70年とする。)

ただし、計画の詳細検討においては、ライフサイクルコストを算出するとともに、次項「構造躯体の健全性調査」を実施した上で確定する。また、その他構造別に、本町の公共施設の望ましい目標耐用年数は下記の通りとする。

表 本町建築物の目標耐用年数

鉄筋コンクリート造		木造	鉄骨造	その他
(新耐震)	(旧耐震)			
80年	70年	50年	50年	50年

参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)

④ 構造躯体の健全性調査

築20年～30年以上経過した施設の長寿命化については、現存の施設の状況を把握し設定する必要がある。具体的には、概ね35年を経過した以下のフローにより長寿命化の可否について確認する。

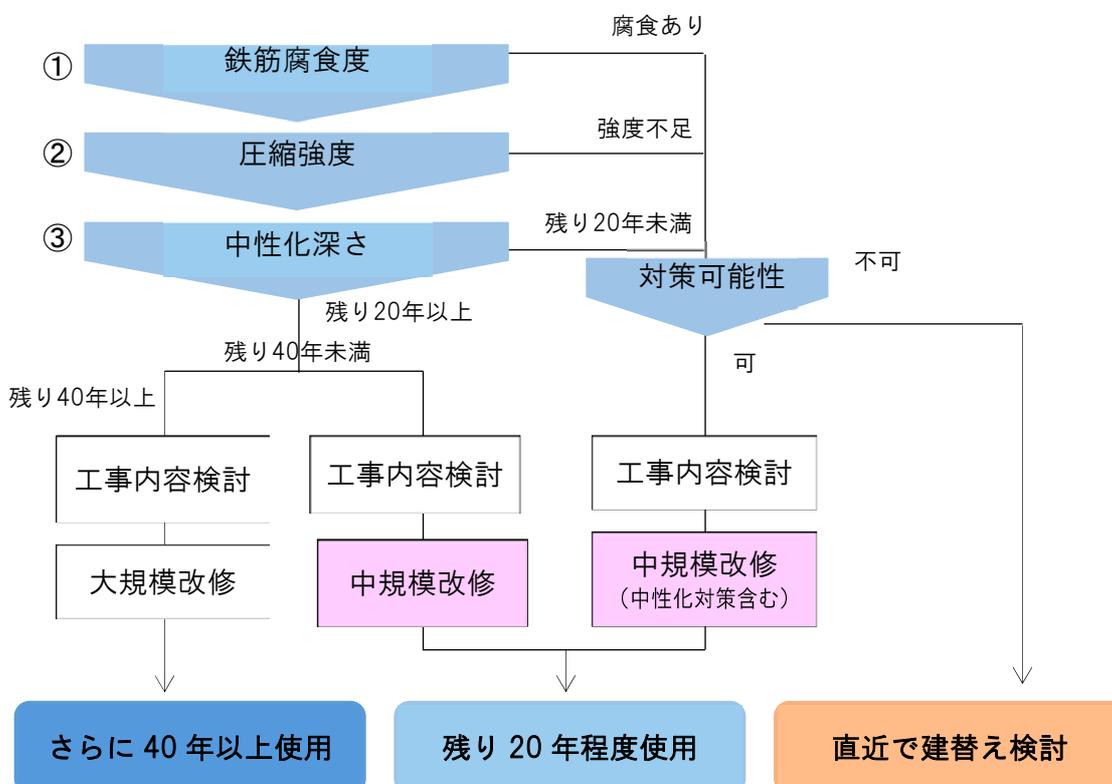


図 築35年頃の建築物の長寿命化の判定フロー(鉄筋コンクリート造)

【具体的な判定方法】

【鉄筋腐食度】

ひび割れ・鉄筋露出等の損傷が発生している箇所、環境条件の厳しい箇所、健全と思われる箇所から調査位置を選定する。

鉄筋が露出するまでコンクリートをはつり取り、目視にて鉄筋の状態を確認し、「腐食の状態」や「劣化度」を評価する。

【圧縮強度】

JIS基準によるコンクリート圧縮試験を行う。

圧縮強度が設計基準強度を満たしているかを判定する。

【中性化深さ】

コンクリートコアもしくは現位置でJIS基準による中性化深さ測定を実施し、鉄筋への影響を確認する。

※耐震診断時に上記試験を実施している場合はそのデータを活用する。

⑤ 改修サイクル

施設の外壁等部位や、機械設備ごとの物理的耐用年数を概ね20年、30年、40年に分けることで、建物の骨格部分である躯体に100年の耐久性、耐震性を持たせ、用途変更を含めた場合、適切な周期で更新することで、躯体の限界性能が維持される場合、建築物は長く使い続けることができる。

既に築20年～30年程度経過した施設については、竣工から概ね35年経過した時点で、構造躯体の長寿命化判定やライフサイクルコストの検討結果により、個別施設ごとに判断された残耐用年数に応じた整備内容を設定することとする。

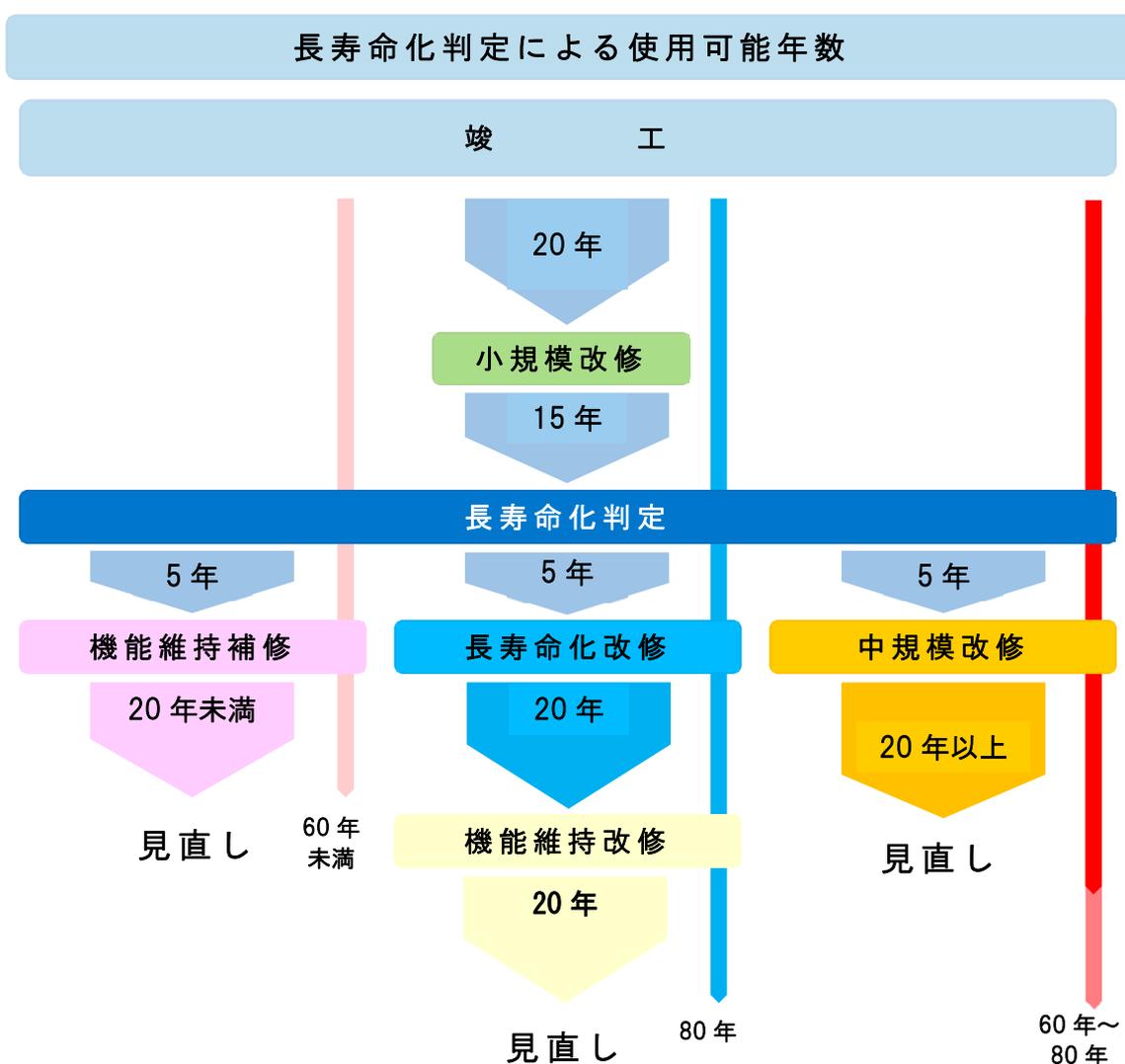


図 築35年頃の建築物の長寿命化による使用可能年数

表 改修の定義

改修工事種別	内 容
小規模改修	竣工から約15年～20年経過した頃に行う比較的小規模な改修
機能維持補修	60年以上の使用が困難な場合に、更新までの期間、利用者の安全確保を考慮した上で最低限の機能維持を行うもの
中規模改修	80年以上の使用は望めないが60年以上の使用は可能と判断された場合に、築40年頃に行う部分的に機能向上を考慮した改修
長寿命化改修 (大規模改修)	80年以上の使用が可能と判断された場合に、築40年頃に行う機能向上を考慮した大規模な改修
機能維持改修	80年以上の使用が可能と判断された場合に、築60年頃に行う機能維持を目的とした改修

⑥ 統合や廃止の推進方針

施設評価に基づいて、維持継続、更新検討、利用検討、用途廃止等取組みを進め、保有総量の縮減を図る。

公共施設の更新を行う場合には、単一機能での施設の建替えではなく、機能の集約・複合化を行う内容で更新することを基本とする。その際には、今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行うものとする。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を終えていないのか、民間等の施設によって代替可能な機能ではないか等の検討を行い、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行う。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討する。

また、除却を行う場合の跡地は、売却を含めた有効活用を推進する。

さらに、広域的な取組みとして、国や県のほか、「連携中枢都市圏」の構成自治体である宮崎市や、国富町とも連携しながら、公共施設に関する情報を共有し、保有資産の有効活用について検討する。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

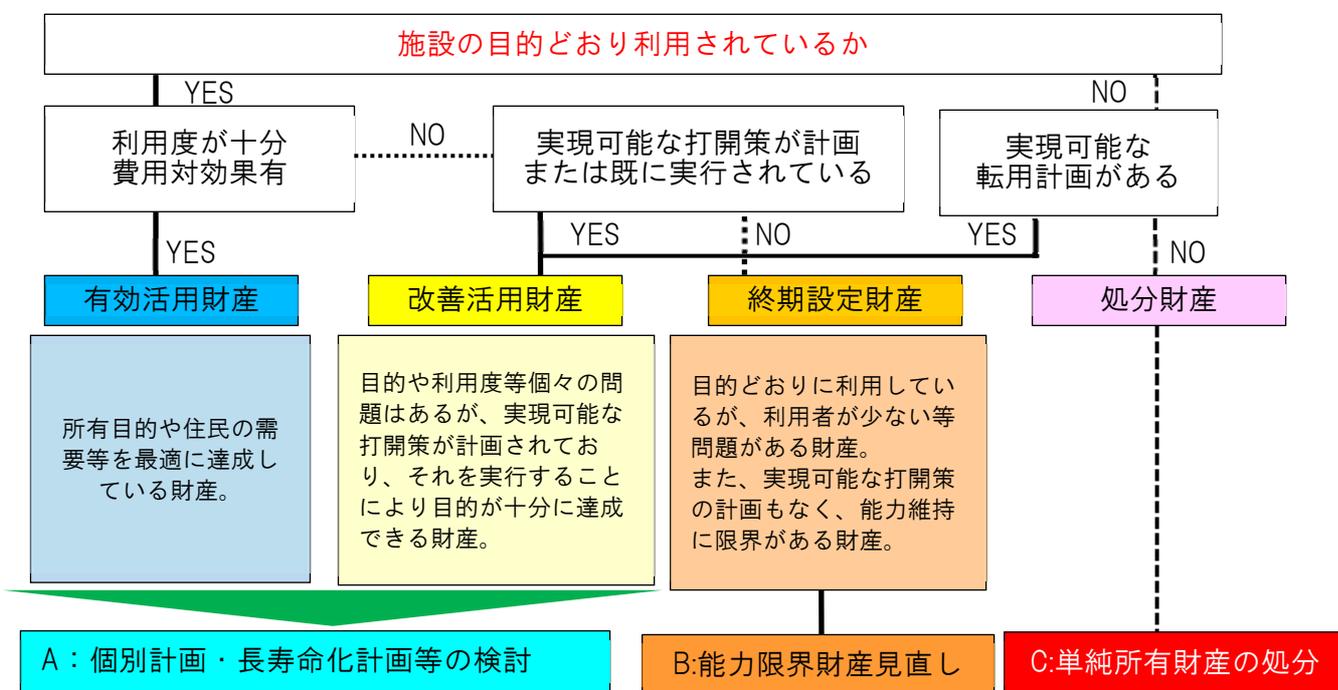
「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン・2020 関係閣僚会議決定)を踏まえ、公共施設等の整備、改修にあたっては、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指す。

(7) 脱炭素社会に向けた省エネルギー推進の方針

国と地方の協働・共創による地域における 2050 年脱炭素社会の実現に向けて、本町の公共施設の維持管理・更新においては、省エネルギー設備や自然再生エネルギーの採用を積極的に検討していく。さらに、脱炭素社会に向けた公共施設に係るエネルギー事業については、民間との協業、民間資金等（PPP/PFI）の積極的な活用も検討していく

(8) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

詳細検討後、次図による区分で財産分類を行い、公共施設の対応における分類を行う。



【A：個別計画・長寿命化計画等策定】

所有目的や住民の需要等を最適に達成しているもしくは達成可能財産として活用を進めるため、施設の個別計画等を策定し管理していく。

【B：能力限界財産見直し】

能力限界財産に区分された財産は、次表の通り見直し方法を判断する。

表 能力限界財産見直しの型と内容

型	内容
民間譲渡型	財産の目的を考慮した民間事業者を選定し、条件付一般競争入札による売却を原則とし、予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
統合型	直ちに統合に関する計画を策定し実現する。統合により遊休化した施設は、施設の目的と必要性を再検討する。
縮小型	施設の使用部分を見直し、未使用の部分は、一部処分または民間等への賃貸を検討し遊休化を防ぐ。
必要性検討型	施設の目的と必要性を再検討する。

【C:単純所有財産の処分】

単純所有財産の処分に区分された施設は、施設の目的と必要性を再検討する。

表 単純財産処分の型と内容

型	内容
通常売却型	複数の購買者が見込まれるので、一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。なお、建物等がある場合は、建物付売却とする。
特定売却型	購買者が限定されるため、随意契約により売却とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
建物付売却型	一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
復旧投資型	復旧することに注力する。復旧後は単純財産処分の型と内容の表に従って、型の見直しを行う。
追加投資型	費用対効果を十分検討した上で商品化し、通常売却型を参考に売却する。
中期保有型	障害解決に注力する。解決後は型の見直しを行う。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 本町の過去の対策実績

本町では、過去に公共施設の方針として以下の計画を策定している。なお、過去に策定した公共施設マネジメントの内容は以下のとおりである。

表 関連する個別施設計画

各個別施設計画	計画期間	期間
綾町公共施設等個別施設計画	2020～2029	10年間
綾町体育施設個別施設計画	2018～2027	10年間
綾町学校施設等長寿命化計画	2018～2027	10年間
綾町公営住宅等長寿命化計画	2016～2015	10年間
綾町橋梁長寿命化修繕計画	2021～2030	10年間

(2) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型現状・課題	基本的な方針
市民文化系施設 「高年者研修センター」は老朽化が進んでいる状況である。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の更新や大規模改修時に、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定する。
社会教育系施設 「綾町立図書館」比較的新しく利用者数も多い。	
スポーツ・レクリエーション系施設 「川中キャンプ場」は利便性を求められている。 「綾町体育館」は、建築後46年が経過したことによる老朽化が激しい。 「国際クラフトの城」は地に面し、土砂災害警戒区域内に立地しており、被災の可能性はある。	<ul style="list-style-type: none"> 綾町体育施設個別施設計画の対象となっている施設は、計画に則して管理を行う。 施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行う 地域ごとの人口動態やニーズを把握し、町全体での施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直し、また、利用状況や近隣自治体施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止なども視野に入れた検討を行う。

施設類型現状・課題	基本的な方針
<p>産業系施設</p> <p>「綾町農業支援センター事務所」は町所有の施設を無償貸与しているが、利用度が高く施設が手狭になってきている。</p> <p>「BMW処理施設」は近年利用者が減少している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共性や設置目的を整理し、地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように、定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。 民間主導で活用すべき施設や著しく利用が少ない施設等、今後町が保有すべきでない判断できる施設については、その耐用年数を問わず、統合・廃止・売却・譲渡による資産の処分等の検討を行う。
<p>学校教育系施設</p> <p>「綾小学校」の体育館（1986年建築）の老朽化が進んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「綾町学校施設等長寿命化計画」に則して施設の維持管理を行っていき、今後も適宜見直しを行う。
<p>子育て支援施設</p> <p>比較的良好な状態の施設が多いが、一部に老朽化による汚れや破損が目立つようになっている施設がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の基本的な方針に基づき、予防保全型管理による維持管理を行っていく。
<p>保健・福祉施設</p> <p>全ての施設が計画期間内に築30年を超える。それぞれに改修等の対応を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「綾町ケアハウスうるおいの里」及び「綾町デイサービスセンター」は高齢者の健康の維持、向上を図るための施設であり、今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。
<p>医療施設</p> <p>「健康センター」は建築後35年が経過し、老朽化による汚れや損傷が目立つ。施設が手狭となっている。利用できる交通機関が無く、役場との距離もあり利便性に劣る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の基本的な方針に基づき、予防保全型管理による維持管理を行っていく。 加えて利便性向上のための更新、移転等も検討する。
<p>行政系施設</p> <p>「綾町役場」「消防詰所」は目立った破損・外傷はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の基本的な方針に基づき、予防保全型管理による維持管理を行っていく 住民生活をより豊かにする施設機能等も組み入れるなども念頭に、施設のあり方を今後検討する。
<p>公営住宅</p> <p>「綾町公営住宅等長寿命化計画」に準じ、公営住宅は計画的な事前補修により、LCC（ライフサイクルコスト）の縮減が図られている。既に耐用年数を超えているものもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「綾町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、に則して施設の維持管理を行っていき、今後も適宜見直しを行う。 居住者がいるため詳細に計画を立てる必要があるが、耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新の推進を検討する。

施設類型現状・課題	基本的な方針
<p>公園</p> <p>築浅のものが多く、躯体・設備での問題は少ない。「岩下公園トイレ」「松原公園」のトイレ等に一部に老朽化が見られる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本計画の基本的な方針に基づき、予防保全型管理による維持管理を行っていく。
<p>供給処理施設</p> <p>「液状堆肥施設」は、老朽化が目立ってきている。</p> <p>「一般廃棄物最終処分場」は、一部破損が発生している。</p> <p>「綾町資源活用クリーンセンター」は用途外使用となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本計画の基本的な方針に基づき、予防保全型管理による維持管理を行っていく。 • 「綾町資源活用クリーンセンター」は、施設の必要性、用地の転売等も視野に入れ、今後の施設のあり方を総合的に検討する。
<p>その他</p> <p>普通財産なども含む、トイレ、倉庫、教員住宅、厩舎、交流施設、町有地整備事業施設等が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 今後用途廃止等で普通財産となる施設は、財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討し、所在している地域なども考慮し、譲渡または売却などが厳しい場合は、解体も視野に入れて検討する。

2. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針

インフラ系施設については、複合化や用途変更等の取組みが適さず、施設それぞれの基本的な方針が必要である。各施設の課題と基本的な方針を以下に示す。基本的な方針には品質とコストについて記述するものとする。

(1) 道路

現状及び課題等	基本的な方針
損傷が発生してから対応する「事後保全型管理（対症療法的な管理）」の状況である。	<p>「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う。「予防保全型管理」への転換を図る。 舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行う。</p> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・主要な道路及び道路付属施設等については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づいて、5年ごとに定期的な点検を実施する。・主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施する。 <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指す。

(2) 橋梁

現状及び課題等	基本的な方針
「橋梁長寿命化修繕計画」が策定されている。	<p>「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。</p> <p>「橋梁長寿命化修繕計画」に沿って計画的な管理を行う。橋梁長寿命化計画については、適宜見直しを行いつつ、PDCA サイクルを循環していくものとする。</p> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・長寿命化修繕計画対象の橋梁については、日常的なパトロール点検に加え、通行者からの異常の報告、並びに5年に一度の定期点検（概略点検）により、橋梁の損傷を早期に発見するとともに、健全度を把握する。・長寿命化修繕計画の対象外である橋梁については、日常点検及び5年サイクルによる定期点検（概略点検）を実施する。・日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに、損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して応急的な対策を行う。 <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減する。

(3) 上水道

現状及び課題等	基本的な方針
整備開始が、1971 年から、布設後 50 年経過している状況である。	<p>生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。</p> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保する。・老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。 <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・効率的な維持管理を推進することにより、維持管理費用の縮減・平準化を図る。

(4) 下水道

現状及び課題等	基本的な方針
整備開始が、2002 年から、布設後 15 年程度経過している状況である。	<p>生活に必須なインフラ施設として、汚水処理機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。</p> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・管路、マンホールの耐震化を段階的に行い、地震被災時に下水道の機能を確保する。 <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・管路の維持管理・調査・診断・更新を計画的に行う。

第6章 計画の推進

1. 推進体制

計画の推進にあたっては、「第4章 計画における基本方針」に基づき実施する。

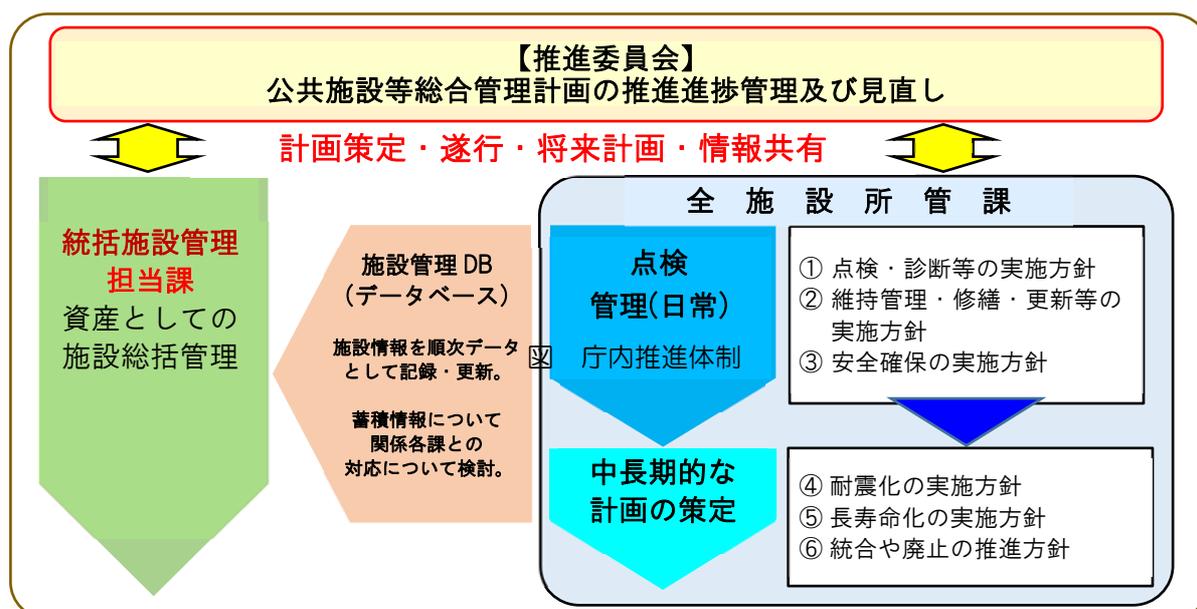
(1) 公共施設等の管理運営の現状

公共施設等の維持管理（営繕補修を含む）や公共施設等の運営（施設サービスや活動等）については、各施設等の所管部署が個別に実施している。

また、各施設等にかかる更新、修繕、維持管理の履歴等の保全データについても、各施設等の所管部署が個別に管理をしている状況である。

(2) 庁内推進体制の整備

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共建築物及びインフラ施設について、担当職員への技術研修、適正管理に必要な体制を下記の通り検討し、実施する。これまで、公共建築物の改修や維持管理、インフラ資産の長寿命化等については、それぞれの分野で個別に取組みが進められてきた。本計画策定後の庁内推進体制としては、計画の進行管理と公共施設等にかかる更新、修繕等の年度計画の実践、管理等を一つの部署で一体的に実施していく、ハード面の事業評価が可能な専門部署の設置を検討する。その結果、専門部署の設置が難しい場合は、公共施設の更新や大規模改修等の実施にあたって、庁内横断的な意思決定や調整を図るための推進委員会等創設を含めた組織づくりを検討する。



(3) 管理体制の構築方針

「施設データベース」にて施設情報の一元管理を行う。施設点検、修繕、工事の実施状況、維持管理費等を「施設データベース」に順次データとして記録・更新していき、蓄積された情報について、関係各課の共有のあり方について検討を行う。

2. 計画の進め方

(1) フォローアップの推進

今後、本計画は、個別の施設類型ごとに策定された長寿命化計画等に基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていくものとする。公共施設等総合管理計画について、見直しを実施した場合は、ホームページ等で公表し、住民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行う。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも、同様に計画の見直しを行うものとする。

(2) 新たな公会計との連動

公会計制度の導入にあわせて、資産額や減価償却費等を含めたコスト構造の見える化（可視化）を図るため、固定資産台帳、施設別・事業別財務諸表との連動を進め、公共施設等の効果的な維持管理を推進する。

(3) PDCA のマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し

推進計画の定期的な検証と見直しにあたっては、推進計画の策定（Plan）、アセットマネジメントの取組みの実施（Do）、実施結果の検証（Check）、推進計画の見直し（Action）といった、PDCA のマネジメントサイクルに基づいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についても、合わせて検討を行う。実施結果の検証では、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより、目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行う。

